

定款・規程集

(令和5年8月4日現在)

公益財団法人佐賀県スポーツ協会

目 次

I	公益財団法人佐賀県スポーツ協会定款及び関係規定	
1	公益財団法人佐賀県スポーツ協会定款	1～8
2	役員等の報酬等及び費用に関する規程	9～10
3	加盟団体規程	11～14
4	寄付金等取扱規程	15～18
5	賛助会員等規程	19
6	評議員選定委員会運営細則	20
II	委員会等規程	
1	総務委員会規程	21～22
2	財務委員会規程	23
3	競技力向上委員会規程	24～25
(1)	ヘッドコーチ部会規程	26
4	生涯スポーツ委員会規程	27～28
(1)	佐賀県公認スポーツ指導者協議会規程	29～30
5	スポーツ医・科学委員会規程	31～32
(1)	スポーツドクターパート会規程	33
(2)	アンチ・ドーピング部会規程	34～35
(3)	トレーナー部会規程	36～37
6	佐賀県スポーツ少年団設置規程	38～40
(1)	佐賀県スポーツ少年団指導者協議会規程	41～42
7	S S P構想推進協議会規程	43
III	諸規程	
1	事務局の組織規程	44～45
2	役・職員倫理規程	46
3	倫理委員会規程	47
4	スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程	48～49
5	公益財団法人佐賀県スポーツ協会スポーツ仲裁に関する規程	50
6	職員就業規程	51～54
7	公印規程	55～57
8	決裁規程	58～60
9	文書規程	61～63
10	会計規程	64～69
(1)	資産管理運用規程	70～72
(2)	公益財団法人佐賀県スポーツ協会S S P基金設置規程	73～74
(3)	公益財団法人佐賀県スポーツ協会S S P基金管理委員会規程	75～76
11	職員給与規程	77
12	旅費規程	78
13	情報公開に関する規程	79～84
14	個人情報保護に関する規程	85～94
15	佐賀県スポーツ会館使用規程	95～96
16	自動車管理規則	97
17	スポーツ功労者表彰規程	98
18	国民体育大会入賞者表彰規程	99
19	非常勤職員規程	100～103

I 公益財団法人佐賀県スポーツ協会定款及び関係規程

1 公益財団法人佐賀県スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、佐賀県におけるスポーツ諸団体相互の緊密な連絡協調を図るとともに、スポーツの健全な普及発達を期し、本県スポーツの競技力向上と健康で生きがいのある県民生活に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツの振興に関する基本の方針及びその方策の審議確立に関する事業
- (2) 加盟団体の強化発展と相互の連絡協調に関する事業
- (3) スポーツ少年団の育成強化に関する事業
- (4) 各種体育大会、講習会等の開催及び参加に関する事業
- (5) 国民体育大会に参加する競技者及び役員の選出に関する事業
- (6) スポーツに関する調査研究及び宣伝啓発並びに指導奨励に関する事業
- (7) スポーツ功労者の表彰に関する事業
- (8) スポーツ施設の管理運営に関する事業
- (9) 公益財団法人日本スポーツ協会との連絡協調に関する事業
- (10) 佐賀県その他関係機関のスポーツに関する施策への協力に関する事業
- (11) 県民スポーツ指導者の養成及び県民スポーツ振興に関する事業
- (12) 選手の競技力の向上及びコーチの育成に関する事業
- (13) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、佐賀県において行うものとする。

第3章 加盟団体及び賛助会員

(加盟団体)

第5条 この法人は、次の各号のいずれかに該当するものを加盟団体とする。

- (1) 県内におけるスポーツを各競技別に統括するスポーツ団体であって、この法人に加盟したもの
- (2) 各地域におけるスポーツを総合的に統括する郡市町スポーツ団体であって、この法人に加盟したもの
- (3) 各学校におけるスポーツを統括する学校体育団体であって、この法人に加盟したもの
- (4) 前3号に定めるもののほか、スポーツに関する事業を行う団体であって、この法人に加盟したもの

(加盟)

第6条 加盟団体となろうとする団体は、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の三分の2以上の同意を得て加盟することができる。

(加盟団体負担金)

第7条 加盟団体は、別に定める負担金を毎年納入しなければならない。

(脱退)

第8条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得なければならない。

2 この法人は、加盟団体が第5条に掲げる資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認められるときは、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得てこれを退会させることができる。

(加盟及び脱退等の必要事項)

第9条 前4条に規定するもののほか、加盟団体の加盟及び脱退等について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

2 加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。

(賛助会員)

第10条 この法人に賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

第4章 資産及び会計

(財産の種別)

第11条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、監事の調査を受けた上で、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第14条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第15条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第5章 評議員

(評議員)

第16条 この法人に、評議員80人以内を置く。

(選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1人、監事1人、事務局員1人及び次項の定めに基づいて選任された外部委員2人の計5人で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 前2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族及び使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項を委員に説明しなければならない。

(1) 評議員及び評議員の有する権限、評議員の欠格事由その他の評議員に関する法令及び定款の規定の内容

(2) 当該候補者の経歴

(3) 当該候補者を候補者とした理由

(4) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(5) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

7 評議員の選任及び評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任したことにより、第16条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第19条 評議員は無報酬とする。ただし、この法人は、評議員に対して、職務の遂行に必要な費用を弁償することができる。この場合において、必要な事項は、評議員会の決議により別に定め

るものとする。

第6章 評議員会

(構成及び権限)

第20条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

3 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

(開催)

第21条 評議員会は、定期評議員会として毎年度1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するものとし、必要がある場合には臨時評議員会を開催することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く三分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印する。

第7章 役員等

(種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以上35人以内
- (2) 監事 3人以内

2 理事のうち1人を会長とする。また、会長を除き5名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の会長及び理事会で選定する副会長1名以内をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

4 会長、代表理事である副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任したことにより、第25条第1項に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会長は、任期の満了又は辞任により理事を退任した後も新たに選任された者が就任するまでは、なお会長としての権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第30条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

2 前項について評議員会において決議する前に、その理事又は監事に弁明の機会を与えるなければならない。

(理事及び監事の報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で算定した額を報酬等として支給することができる。

2 この法人は、理事及び監事に対して、職務の遂行に必要な費用を弁償することができる。この場合における支給の基準については、評議員会の決議を経て別に定める。

(役員の責任の免除)

第32条 この法人は、法人法第198条で準用する法人法第111条第1項の賠償責任について、法人法第198条で準用する法人法第114条第1項に定める要件に該当する場合には、理事会

の決議によって、賠償の責任を負う額から法人法第198条で準用する法人法第113条第1項第2号に掲げる額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長等)

第33条 この法人に、任意の機関として、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱し、及び解嘱する。

3 名誉会長は、この法人の事業及び運営について、会長に対し、参考意見を述べることができる。

4 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて参考意見を述べることができる。

5 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じて参考意見を述べることができる。

6 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。ただし、この法人は、名誉会長、顧問及び参与に対して、職務の遂行に必要な費用を弁償することができる。この場合において、必要な事項は役員の支給の基準に準ずる。

第8章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、会長若しくは会長が指名する副会長とする。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(4) 名誉会長、顧問及び参与の推薦

(5) その他この定款で定められた事項

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した副会長、専務理事又は常務理事が理事会を招集し、議長を務める。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 佐賀県スポーツ少年団

(設置等)

第39条 この法人に、佐賀県内のスポーツ少年団によって構成する佐賀県スポーツ少年団を置く。

2 佐賀県スポーツ少年団は、第4条第1項第3号の事業及びこれに関連する事業を実施する。

3 佐賀県スポーツ少年団に関して必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第10章 専門委員会

(設置等)

第40条 この法人に、理事会の決議を経て、任意の機関として専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、第4条の事業に関して調査研究をする。

3 専門委員会の名称、委員その他必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第11章 事務局等

(設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、類似の事業を目的とする佐賀県内の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする佐賀県内の公益法人若しくは認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の公益法人の設立の登記後最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

監事

- 4 この法人の最初の理事長（代表理事）は相良哲朗とし、常務理事（業務執行理事）は橋本和男とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員名

副島 学	森脇 正弘	石橋 幸治	金嶽 栄作
石崎 寛	村上 英昭	打越 大輔	吉富 祥容
松山 和興	園田 正伸	坂井 昌晃	木下 博亮
高橋 正秀	富野 弘昭	廣川 陽三	大塚三虎年
浪瀬 隆一	玉利 伸一	野田 武宏	永沼 孝一
西岡 利幸	大家 保幸	古賀 俊弘	内村 寛樹
前田 信行	雪竹 美善	宮島 敬一	野中 安信
藤山 法道	光富 敦子	福井 浄	本村 初磨
田尻 好治	小池 邦春	江口 敏之	松園 一枝
古賀 直人	幸松 昭雄	吉原 和子	藤本 安廣
太田 貞武	田口 一也	古賀 正博	富永 光男
樋口 直文	野田 浩	久保 直人	志田 豊俊
小川 稔	小野 敏之	野田 久好	石橋 孝治
松隈 俊彰	中尾 晏子	松尾 良和	経塚 政徳
江田 弘	北島 良清	牛島 徹	岩永 和人
高島 祐秀	大木 兼光	馬郡 直樹	野口 士郎

太田 里美

- 6 平成27年10月28日一部改正。
- 7 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。
第4条第1項第5号に規定する「国民体育大会」は、2023年1月1日以降、「国民スポーツ大会」と読み替えるものとする。
- 8 令和5年4月14日一部改正、同日施行。
第4条第1項第5号に規定する「国民体育大会」は、2024年1月1日以降、「国民スポーツ大会」と読み替えるものとする。
- 9 令和5年8月4日一部改正、同日施行。

2 役員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第19条、第31条及び第33条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し、法令に定めるものほか必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする理事の職にあるものをいう。
- (3) 役員等とは、第1号に掲げる者並びに評議員、名誉会長、顧問及び参与をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、定款第31条ただし書きの規定に基づき、常勤役員に対しその勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- 2 常勤役員には報酬、賞与及び役職手当を支給する。
- 3 常勤役員以外の者には、報酬等を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、第6条に定める退職慰労金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本協会の常勤役員の報酬等（退職慰労金を除く。）の額は、別表1に定める範囲内の額とし、この合計額をもって定款第31条第1項の規定における「評議員会において別に定める総額」とする。

- 2 常勤役員のそれぞれの実支給額については、理事会の承認を得て決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給方法については、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。ただし、佐賀県を退職して常勤役員となった者には、退職慰労金を支給しない。

- 2 退職慰労金の支給は、退職時の報酬月額の8/10相当額に在職年数を乗じて得た額とする。
- 3 第2項の在職年数に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(費用)

第7条 本協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 役員等がその職務の遂行にあたって、交通費及び旅費を要する場合は、本協会の旅費規程を準用して当該経費（日当を除く。）を支給する。この場合において、「職員」とあるのは「役員等」と読み替えるものとする。
- 3 ただし、本協会が主催する会議（理事会及び評議員会）への出席については、次のとおり取り扱うこととする。
 - (1) 評議員には当該経費を支給しない。
 - (2) 評議員を除く役員等には、当該経費（日当を除く。）を支給する。
- 4 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程の適用を受ける職員の例によるものとする。

（公表）

第8条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

（改正）

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附　　則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成30年6月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 4 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

別表1（第4条関係）常勤役員の報酬等及び総額

役職名	報酬等の額	勤務形態
専務理事	年額 5,800,000円 以内	常 勤
常務理事	年額 5,000,000円 以内	常 勤
合 計	年額 10,800,000円	定款第31条第1項の規定における総額

3 加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款（以下「定款」という。）第5条に規定する加盟団体及び定款第7条に規定する負担金に関して必要な事項を定める。

(加盟団体)

第2条 加盟団体は、正加盟団体と準加盟団体とする。

2 正加盟団体とは、次の各号に掲げる団体であって、定款第6条に規定する同意を経たものをいう。

- (1) 県下の郡又は市（町）を総括するスポーツ団体
- (2) 一つの競技種目について全県下を総括代表するアマチュアスポーツ団体
- (3) 県下学校を統括代表する学校体育団体のうち、加盟を承認された団体
- (4) 県下を総括代表する職域スポーツ団体とする

3 準加盟団体とは、スポーツに関する団体のうち、正加盟団体以外の団体で、定款第6条に規定する同意を経たものをいう。

(加盟)

第3条 定款第6条により本協会に加盟しようとする団体の代表者は、加盟申込書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて1月末日までに本協会会長に提出し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事務所所在地
- (2) 団体に関する規約
- (3) 組織
- (4) 役員会に関する規約
- (5) 当該年度事業計画及び収支予算書

(加盟団体の使命)

第4条 加盟団体は、法令及び本協会諸規定を厳守するとともに、スポーツ団体として公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うため、以下の取り組みを自主的・自律的に取り組まなければならない。

- (1) スポーツ社会の実現を目指して、スポーツの普及・推進及び競技力向上に努めること。
- (2) スポーツを行う者の権利・利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展に努めること。
- (3) スポーツ団体としての適正な組織運営・経営を行い、情報公開など透明性を確保し、ガバナンスの強化・充実を図ること。
- (4) スポーツの推進に当たり、組織運営、登録競技者及びスポーツ指導者等に関する必要となる諸規定、基準、規則等の整備を図ること。
- (5) スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めること。

(負担金)

第5条 加盟団体は、毎年定款第7条に定める負担金を毎年6月末までに、本協会に納入しなければならない。ただし、準加盟団体にあっては、この規定は適用しない。

2 第2条第2項第2号、第3号及び第4号の負担金の額は、別表のとおりとし、法人会計にて

計上する。

- 3 第2条第2項第1号の負担金額は、当該年度佐賀県市町村法令外負担金等審議会で定められた支出基準により算定する額とし、法人会計にて計上する。
- 4 加盟の承認を受けた団体は、直ちに定款第7条による負担金を納付しなければならない。

(脱退)

第6条 定款第8条1項の脱退しようとする団体は、次の書類を1月末日までに本協会会長に提出し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

2 脱退した場合に、当該団体が納入した負担金は、理由の如何を問わず返還しない。

(報告)

第7条 加盟団体は、毎年5月末日までに次の事項について公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）に報告しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画、収支予算書及び役員名簿
- (2) 前年度の事業報告及び収支決算書
- (3) その他報告を求められた事項

2 加盟団体から報告された前項の事業計画、事業報告、役員名簿等については、本協会のホームページに掲載することができる。

(届出)

第8条 加盟団体は、当該団体の役員並びに規約等を変更した場合は、速やかに文書で届出なければならない。

(評議員候補者の推薦)

第9条 加盟団体は、定款第17条に定める評議員の選任の場合において、評議員候補者1名を推薦するものとする。ただし、準加盟団体には、この規定は適用しない。

(処分)

第10条 定款第8条第2項に該当するとき、本規程第4条に定める義務を怠る等、組織の管理運営に適正を欠いたとき、又は本協会の加盟団体として不適当と認められるときは、次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

2 前項の具体的な手続き及び内容については別に定める。

(加盟団体における係争処理)

第11条 本協会と加盟団体、加盟団体同士及び加盟団体内において、争いごとが生じ本協会に対して不服申し立てがあった場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に判断を委ねる場合がある。

(規程の変更)

第12条 この規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年11月8日一部改正
- 3 平成26年3月13日一部改正
- 4 平成27年3月12日一部改正
- 5 平成28年6月1日一部改正
- 6 平成29年3月7日一部改正
- 7 平成31年3月14日一部改正、平成30年4月1日適用、4月7日適用。
- 8 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。
- 9 令和3年3月19日一部改正、4月1日施行。
- 10 令和4年1月26日一部改正、1月26日施行。
- 11 令和4年3月14日一部改正、4月1日施行。
- 12 令和5年8月4日一部改正、同日施行

別表

加盟競技団体負担金額

令和5年8月4日現在

加盟団体名		負担金額	加盟団体名		負担金額
1	水泳連盟	60,000 円	29	山岳・スポーツクライミング連盟	40,000
2	ボート協会	30,000	30	銃剣道連盟	30,000
3	ヨット連盟	40,000	31	スケート連盟	30,000
4	佐賀陸上競技協会	80,000	32	クレー射撃協会	30,000
5	サッカー協会	80,000	33	空手道連盟	80,000
6	テニス協会	80,000	34	スキーリー連盟	40,000
7	ホッケー協会	40,000	35	アーチェリー協会	30,000
8	ボクシング連盟	40,000	36	カヌー協会	30,000
9	バレーボール協会	80,000	37	ボウリング連盟	30,000
10	体操協会	50,000	38	なぎなた連盟	40,000
11	バスケットボール協会	80,000	39	ゲートボール協会	80,000
12	レスリング協会	30,000	40	アイスホッケー連盟	30,000
13	ウェイトリフティング協会	30,000	41	パワーリフティング協会	30,000
14	ハンドボール協会	40,000	42	ゴルフ協会	80,000
15	自転車競技連盟	30,000	43	武術太極拳連盟	50,000
16	ソフトテニス連盟	80,000	44	少林寺拳法連盟	50,000
17	卓球協会	80,000	45	トライアスロン協会	30,000
18	軟式野球連盟	80,000	46	ダンススポーツ連盟	30,000
19	相撲連盟	50,000	47	グラウンド・ゴルフ協会	80,000
20	馬術連盟	30,000	48	合気道連盟	30,000
21	柔道協会	80,000	49	スポーツウエルネス吹矢協会	40,000
22	ソフトボール連盟	80,000	50	エアロビック連盟	30,000
23	フェンシング協会	30,000	51	スポーツチャンバラ協会	30,000
24	バドミントン協会	80,000	52	サーフィン連盟佐賀支部	30,000
25	弓道連盟	50,000	53	テコンドー協会	40,000
26	ライフル射撃協会	30,000	54	高等学校野球連盟	50,000
27	剣道連盟	80,000	55	高等学校体育連盟	60,000
28	ラグビーフットボール協会	50,000	56	中学校体育連盟	30,000

4 寄付金等取扱規程

第1章 目的等

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄付金 本協会の事業並びに運営を円滑に進めることを目的とするもので、本協会の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金をいう。
 - (2) 特定寄付金 広く一般社会に使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金をいう。
 - (3) 特別寄付金 前各号のほか、個人又は団体から使途指定又は運用方法について条件を付されて受領する寄付金をいう。
 - (4) S S P基金寄付 S A G Aスポーツピラミッド構想（以下「S S P構想」という。）を推進するとともに、併せもって本協会の目的を達成するための事業を展開することを目的とするもので、本協会の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金をいう。
- 2 この規程における寄付金は、原則として金銭にて受領するものとする。

第2章 一般寄付金

(一般寄付金の募集)

第3条 本協会は、常時一般寄付金を募ることができる。

- 2 寄付金総額の20%以上を公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。
- 3 一般寄付金は、理事会において必要と認める額を必要な時期に使用するものとする。
- 4 一般寄付金を事業に充当する時期は、毎年度の収支予算において定めるものとする。

(受領書等の送付)

第4条 一般寄付金を受領したときは、遅滞無く礼状、公益法人認定書の写し、受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、寄付金額及び使途、必要に応じ公益目的事業に充当する割合、並びにその受領年月日を記載するものとする。

第3章 特定寄付金

(特定寄付金の募集)

第5条 特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集方法、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 特定寄付金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第6条 特定寄付金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄付した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第7条 特定寄付金を受領したときは、遅滞無く礼状、公益法人認定書の写し、受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、寄付金額及び使途、必要に応じ公益目的事業に充当する割合、並びにその受領年月日を記載するものとする。

(特定寄付金に係る募金結果の報告)

第8条 本協会は、特定寄付金の募集期間終了後、速やかに寄付金総額、使途予定その他、必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 本協会は、特定寄付金の支出が終了したときは、当該寄付金の支出に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

第4章 特別寄付金

(特別寄付金)

第9条 本協会は、個人又は団体より特別寄付金を受領することができる。

2 前項の寄付金について寄付者から資金使途及び寄付金の管理方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄付金が次の各号に該当する場合、若しくはそのおそれがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合。

(2) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合。

(3) 寄付金の受け入れに起因して、本協会が著しく資金負担が生ずる場合。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、本協会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本協会が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合。

4 特別寄付金を受領したときは、遅滞無く礼状、公益法人認定書の写し、受領書を寄付者に送付するものとする。

第5章 S S P基金寄付

(S S P基金寄付の募集)

第10条 本協会は、常時S S P基金寄付を募ることができる。

2 S S P基金寄付は、本協会「公益財団法人佐賀県スポーツ協会S S P基金設置規程」に基づき、適正に事務手続きを行うものとする。

(受領書等の送付)

第11条 S S P基金寄付を受領したときは、遅滞なく礼状、公益法人認定書の写し、受領書を寄付者に送付するものとする。ただし、5千円未満の募金者（個人、企業・団体等）及び特定できない者を除く。例外的に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会（以下「準備委員会」という。）が定めた、令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会募金・企業協賛推進要項（以下、「企業協賛推進要項」という。）第2条（3）職場募金については、遅滞なく礼状、公益法人認定書の写し、受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(S S P 基金スーパーダイヤモンドパートナー)

第12条 S S P 基金スーパーダイヤモンドパートナーとは、S S P 基金寄付を通算1000万円以上拠出した企業、団体、個人等をいう。

2 S S P 基金スーパーダイヤモンドパートナーは、次の特典を享受することができる。

- (1) S A G A スポーツピラミッド・ホームページへの掲載
- (2) スポーツ協会発行物の提供（年2回）
- (3) 企業・団体名等をスポーツ会館ロビーに掲示
- (4) 本協会のロゴマーク使用
- (5) 免税措置
- (6) 各種スポーツ式典行事等への参加招待
- (7) 佐賀県内公共スポーツ施設に企業・団体名等広告掲載ポスターを掲示
- (8) 本協会ホームページへのバナー広告掲載
- (9) その他、広告物等への企業・団体名等の紹介

(S S P 基金ダイヤモンドパートナー)

第13条 S S P 基金ダイヤモンドパートナーとは、S S P 基金寄付を通算500万円以上拠出した企業、団体、個人等をいう。

2 S S P 基金ダイヤモンドパートナーは、第12条第2項の(1)～(9)の特典を享受することができる。

(S S P 基金ゴールドパートナー)

第14条 S S P 基金ゴールドパートナーとは、S S P 基金寄付を通算300万円以上拠出した企業、団体、個人等をいう。

2 S S P 基金ゴールドパートナーは、第12条第2項の(1)～(9)の特典を享受することができる。

(S S P 基金プラチナパートナー)

第15条 S S P 基金プラチナパートナーとは、S S P 基金寄付を単年100万円以上拠出した企業、団体、個人等をいう。

2 S S P 基金プラチナパートナーは、第12条第2項の(1)～(9)の特典を享受することができる。

(S S P 基金オフィシャルパートナー)

第16条 S S P 基金オフィシャルパートナーとは、S S P 基金寄付を単年50万円以上拠出した企業、団体、個人等をいう。

2 S S P 基金オフィシャルパートナーは、第12条第2項の(1)～(9)の特典を享受することができる。

(賛助会員)

第17条 賛助会員とは、別途定める賛助会員等規程の目的に賛同し、入会した者をいい、その納入された会費はS S P 基金寄付として取り扱うものとする。

2 賛助会員の特典等については、賛助会員等規程に定めるとおりとする。

(募金者)

第18条 募金者（個人、企業・団体等）とは、準備委員会が定めた、令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会募金・企業協賛推進基本方針及び企業協賛推進要項により、「S S P 応援募金」を寄付した者をいい、その寄付金については、S S P 基金設置規程第4条により基金造

成を行い、使途については、同要項第5条に充てるものとし、S S P基金寄付として取り扱うものとする。

2 募金者は、次の特典を享受することができる。ただし、特定できない者を除く。

(1) 本協会ロゴマーク使用

(2) 免税措置

(運用益金の処理)

第19条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

2 前項の収益は、生じてから10年以内に消費するものとする。

第6章 その他

(情報公開)

第20条 本協会が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第21条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護方針に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程に関し、必要な事項は別に定める。
- 3 令和元年6月5日一部改正、6月24日施行。
- 4 令和元年8月23日一部改正、同日施行。
- 5 令和2年3月5日一部改正、同日施行。
- 6 令和3年6月4日一部改正、同日施行。

5 賛助会員等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第10条の規定に基づき賛助会員について必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 賛助会員（個人、企業・団体）とは、本協会の目的に賛同して入会した者をいう。

2 賛助会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 体協時報・ホームページへの掲載
- (2) 本協会発行物の提供（年2回）
- (3) 企業・団体名をスポーツ会館ロビーに掲示
- (4) 本協会のロゴマーク使用
- (5) 免税措置

(賛助会費)

第3条 賛助会員は次に定める会費を毎年度納入するものとする。

- (1) 個人会員 年額 1口 5,000円（何口でも可）
- (2) 法人・団体会員 年額 1口 10,000円（何口でも可）

2 退会による会費の返還は行わない。

(賛助会費の使途)

第4条 使途については、SSP基金設置規程の各条項に基づき処理するものとし、同規程第4条により基金造成を行い、同規程第3条の事業推進に充てることができるものとする。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月12日一部改正
- 3 平成27年10月28日一部改正
- 4 平成30年3月8日一部改正
- 5 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。
- 6 令和元年6月24日一部改正、同日施行。
- 7 令和元年8月23日一部改正、同日施行。

6 評議員選定委員会運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第17条第7項の規定に基づき、評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 この選定委員会は、本協会の評議員の選任及び解任を審議、決定する。

(委員)

第3条 評議員選定委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 4名

2 委員は、評議員、監事、事務局及び外部の学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 委員長は、委員の互選で決め会長が委嘱する。

4 委員の任期は、その評議員としての任期と同一とし、再任を妨げない。また、辞任又は任期満了においても、前項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(招集)

第4条 委員会は、会長が招集して、委員長が議長となる。

(決議の省略)

第5条 委員が、委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の議決があつたものとみなす。

(評議員名簿及び議事録)

第6条 委員会は、議事終了後速やかに評議員名簿及び議事録を作成し、委員長及び出席者の代表2名が署名押印の上、理事会及び評議員会に報告する。

(細則の変更)

第7条 この細則は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

- 1 この細則は、公益財団法人佐賀県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この細則は、平成28年6月1日から施行する。（平成28年6月1日理事会議決）
- 3 平成31年3月14日一部改正、4月1日から施行する。

II 委員会等規程

1 総務委員会規程

第1章 総則

第1条 公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）は、定款第40条に基づく専門委員会として、「総務委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会の事務局は、本協会内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 委員会は、広報活動を推進し、スポーツに対する県民の正しい理解と県民総スポーツの実現に資することを目的とする。

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツに関する広報活動の基本の方針の策定に関すること
- (2) スポーツに関する資料の収集、保存および提供に関すること
- (3) 本協会機関誌の発行、その他スポーツ振興に関する刊行物の作成に関すること
- (4) 報道機関との連絡協調に関すること
- (5) 国民体育大会本部役員の編成に関すること
- (6) スポーツ功労者表彰の選考に関すること
- (7) その他、本協会の目的達成に必要な事業を行うこと

第3章 組織

第5条 委員会は、次の委員をもって組織し、委員の数は10名以内とする。

- (1) 本協会の理事会で選出された理事 若干名
- (2) 委員長が指名する学識経験者 若干名
- (3) 佐賀県スポーツ関係部局職員 若干名

第4章 役員及び任期

第6条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

第7条 委員長は、本協会会長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統轄する。

第8条 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠（または増員）により選出された委員の任期は前任者（または現任者）の在任期間とする。

3 委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第5章 会議

第10条 委員会は、必要に応じて委員長が招集しその議長となる。

第11条 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 事業の方針策定の審議に当たり、委員の関係する団体や事項等が含まれている場合には、当該委員は審議に加わらないこととする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月10日一部改正
- 3 平成29年3月7日一部改正
- 4 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。
- 5 令和元年6月5日一部改正、同日施行。
- 6 令和元年7月3日一部改正、同日施行。

2 財務委員会規程

第1章 総則

第1条 公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第40条の規定に基づく専門委員会として、財務委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の事務局は、本協会内に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 委員会は、本協会定款第4条の事業に必要な資金を調達することを目的とする。

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本協会定款第4条の事業に必要な資金の調達
- (2) 上記資金の適正な運用ならびに管理
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織

第4条 委員会は、次の委員をもって組織し、委員の数は15名以内とする。

- (1) 本協会の理事会で選出された理事 若干名
- (2) 委員長が指名する学識経験者 若干名
- (3) 佐賀県スポーツ関係部局職員 若干名

第4章 役員

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

第6条 委員長は、本協会会長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統轄する。

第7条 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 棚欠（または増員）により選出された役員の任期は、前任者（または現任者）の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第5章 会議

第9条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

第10条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決め可否同数のときは議長がこれを決める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月7日一部改正
- 3 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。
- 4 令和元年6月5日一部改正、同日施行。
- 5 令和元年7月3日一部改正、同日施行。

3 競技力向上委員会規程

第1章 総則

第1条 公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）は、定款第40条の規定に基づく専門委員会として、「競技力向上委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会の事務局は、本協会内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 委員会は、総合的な競技力の向上を図ることを目的とする。

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技力向上基本方針に関すること。
- (2) 競技力向上基本計画に関すること。
- (3) 競技力向上のための指導組織の確立及び加盟競技団体強化計画の指導に関すること。
- (4) 国民体育大会における選手団の選手・監督の編成に関すること。
- (5) 選手強化のための環境整備に関する事業。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第3章 組織

第5条 委員会は、次の委員をもって組織し、委員の数は20名以内とする。

- (1) 加盟競技団体が選出する委員 若干名
- (2) 委員長が指名する学識経験者 若干名
- (3) 佐賀県スポーツ関係部局及び佐賀県教育庁保健体育課職員 若干名

第6条 委員会にヘッドコーチ部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会に必要な事項は、別に定める。

第4章 役員及び任期

第7条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名

第8条 委員長は、本協会会長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統轄する。

第9条 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠（または増員）により選出された役員の任期は、前任者（または現任者）の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第5章 会議

第11条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 事業の方針策定の審議に当たり、委員の関係する団体や事項等が含まれている場合には、当該委員は審議に加わらないこととする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成26年6月10日一部改正
- 3 平成27年3月12日一部改正
- 4 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。
- 5 令和元年6月5日一部改正、同日施行。
- 6 令和元年7月3日一部改正、同日施行。
- 7 令和3年3月5日一部改正、4月1日施行。
- 8 令和3年6月4日一部改正、同日施行。

(1) ヘッドコーチ部会規程

(総則)

第1条 この規程は、競技力向上委員会規程第6条第2項の規定に基づき、ヘッドコーチ部会（以下「部会」という。）について必要な事項を定める。

(目的及び事業)

第2条 部会は、競技力向上委員会の方針に基づき、専門的事項についてそれぞれ処理し競技力の向上を図ることを目的とする。

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 加盟競技団体における競技力向上のための実施計画の策定及び推進に関すること
- (2) 加盟競技団体の競技力向上に係る補助金の効果的運用に関すること
- (3) 加盟競技団体相互の情報交換及び研修並びに連絡調査に関すること
- (4) 競技力向上に関する調査、研究及び広報活動の推進に関すること
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 部会の部会員は、加盟競技団体からヘッドコーチとして推薦され、競技力向上委員会で承認された者及び競技力向上委員会の委員をもってあてる。

2 部会長は、部会員の互選により選出し、本協会会長が指名する。

3 副部会長は、部会員のなかから部会長が指名する。

4 部会長、副部会長の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(会議)

第5条 部会は、必要に応じ、部会長が招集し統括する。

(補則)

第6条 規程に定めるもののほか、部会に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

2 部会員の交替は、加盟競技団体から交替届が提出され、競技力向上委員会で承認されたとき交替するものとする。

附 則

- 1 この規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月12日一部改正
- 3 平成29年3月7日一部改正
- 4 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

4 生涯スポーツ委員会規程

第1章 総則

(設置)

第1条 公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）は、定款第40条の規定に基づく専門委員会として生涯スポーツ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事務局)

第2条 委員会の事務局は、本協会内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 委員会は、加盟競技団体と郡市町スポーツ団体及び関係スポーツ団体との連携を図り、本県生涯スポーツの振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 加盟競技団体、郡市町スポーツ団体における生涯スポーツの振興の基本方針に関すること。
- (2) 生涯スポーツ振興に係わる指導者、団体等の育成及び連携に関すること。
- (3) 生涯スポーツ振興に係わる補助金等の配分に関すること。
- (4) 生涯スポーツ振興に係る研修会及びスポーツ大会の開催に関すること。
- (5) その他、委員会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 組織

(組織)

第5条 委員会は、次の委員をもって組織し、委員の数は15名以内とする。

- (1) 加盟競技団体が選出する委員 若干名
- (2) 郡市町スポーツ団体が選出する委員 若干名
- (3) 委員長が指名する学識経験者 若干名
- (4) 佐賀県スポーツ関係部局職員 若干名

第6条 この委員会に佐賀県公認スポーツ指導者協議会（以下「指導者協議会」という。）及び佐賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 指導者協議会及び連絡協議会に関する必要な事項は、別に定める。

第4章 役員及び任期

(役員)

第7条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名

第8条 委員長は、本協会会長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統轄する。

第9条 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が定めた順序に従いその職務を代行する。

(任期)

- 第10条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 棄欠（または増員）により選出された委員の任期は、前任者（または現任者）の在任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第5章 会議

(会議)

- 第11条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 2 事業の方針策定の審議にあたり、委員の関係する団体や事項が含まれている場合には、当該委員は審議に加わらないこととする。

第6章 補則

- 第13条 この委員会の議決により委員会運営上必要な内規を設けることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月7日一部改正
- 3 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。
- 4 令和元年6月5日一部改正、同日施行。
- 5 令和3年3月5日一部改正、4月1日施行。
- 6 令和3年6月4日一部改正、同日施行。
- 7 令和4年3月14日一部改正、4月1日施行。

(1) 佐賀県公認スポーツ指導者協議会規程

(設置)

第1条 公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）生涯スポーツ委員会規程第6条第1項に基づき、佐賀県公認スポーツ指導者協議会（以下「協議会」という。）を設置し、同規程第6条第2項による協議会に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 協議会は佐賀県における指導者相互の連絡協調をはかり研鑽を深めるとともに、指導者育成、本県地域スポーツの振興並びに競技力の向上の推進を目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 指導者の研修及び資質の向上に関すること。
- (2) 指導者の交流と情報交換、広報活動に関すること。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会、中央競技団体及び本協会が行う指導者育成事業に関すること。
- (4) その他、第2条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 事業の実施に当たっては、生涯スポーツ委員会の承認を得ることとする。

(構成員)

第4条 協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会が認定した県内に居住する公認スポーツ指導者及び学識経験者をもって構成する。

(役員の設置及び任期)

第5条 協議会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 15名以内

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、欠員が生じた場合、後任役員の任期については、前任者の残任期間とする。

(役員の選定)

第6条 前条に定める役員のうち、会長は、本協会生涯スポーツ委員長をあてるものとする。

2 副会長及び幹事は会長が構成員、生涯スポーツ委員会委員、競技力向上委員会委員又は学識経験者から指名するものとする。ただし、副会長のうち1名は本協会競技力向上委員会副委員長をもってあてるものとする。

(役員の職務及び権限)

第7条 会長は、この協議会を代表して会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 幹事は、会務を執行する。

(会議)

- 第8条 協議会の会議は幹事会と称し、会長、副会長、幹事を持って構成し、事業計画、予算、事業報告及び決算等について審議し、生涯スポーツ委員会に報告するものとする。
- 2 幹事会は必要に応じて会長が招集し、議長は会長とする。
- 3 幹事会は役員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。議事は、すべての出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 幹事会の決定事項については、構成員に報告することとする。

(会長の専決事項)

- 第9条 会長は、緊急を要する事項について専決することができる。この場合会長はすみやかに幹事会に報告しなければならない。

(事業費)

- 第10条 この協議会の事業費は、各種補助金、加盟団体負担金その他の収入をもって充て、本協会会計規程に定めるところにより、処理する。

(事務局)

- 第11条 協議会の事務局を本協会内に置く。

(規程改正)

- 第12条 この規程は、幹事会での同意を得たのち、本協会生涯スポーツ委員会の承認を得て変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年3月7日一部改正。
- 3 この規程は、平成30年4月1日一部改正。
- 4 平成30年11月25日一部改正、11月30日施行。
- 5 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

5 スポーツ医・科学委員会規程

第1章 総則

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第40条に基づく専門委員会としてスポーツ医・科学委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会の事務局は、本協会内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 委員会は、スポーツ医・科学的調査研究を行い、スポーツの普及向上に寄与することを目的とする。

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツの医・科学的調査研究を行う
- (2) 競技者の健康管理に関する調査研究を行う
- (3) 調査研究資料の収集整理を行う
- (4) **女性アスリート特有の問題に対しての相談事業を行う。**
- (5) その他、委員会の目的達成に必要な事業を行う

第3章 組織

第5条 委員会は、次の委員をもって組織し、委員の数は16名以内とする。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| (1) スポーツに関する学識経験者 | 若干名 |
| (2) 公益財団法人日本スポーツ協会が認定したスポーツドクター | 若干名 |
| (3) 女性アスリート支援に関する学識経験者 | 若干名 |
| (4) 佐賀県スポーツ関係部局職員 | 若干名 |

第4章 役員及び任期

第6条 委員は、前条各号に掲げるものの中から会長が委嘱する。

第7条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 3名

第8条 委員長は、本協会会長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統轄し、会議の議長となる。

第9条 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けるときは、あらかじめ委員長が定めた順序に従いその職務を代行する。

第10条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 棘欠（または増員）により選出された委員の任期は前任者（または現任者）の在任期間とする。

3 委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第5章 会議

第11条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第6章 部会

第13条 委員会に委員会の議決を経て、必要な部会を設けることができる。

2 前項に定める部会に必要な事項については、委員会の議決を経て別に定める。

第7章 補則

第14条 委員会の議決により議事運営上必要な内規を設けることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月7日一部改正
- 3 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。
- 4 令和元年6月5日一部改正、同日施行。
- 5 令和2年3月5日一部改正、同日施行。
- 6 令和3年6月4日一部改正、同日施行。

(1) スポーツドクター部会規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）スポーツ医・科学委員会規程第13条に基づきスポーツドクター部会（以下「部会」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 部会は、スポーツ医・科学委員会の方針に基づき、専門的な事項について処理するとともに、スポーツ医・科学委員会及び理事会に具申する。

(組織)

第3条 部会の部会員は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツドクターをもってあてる。

- (1) 部会長は、部会員の互選により選出し、本協会会長が指名する。
- (2) 副部会長は、部会員の中から部会長が指名する。
- (3) 部会長・副部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 部会員の中からスポーツ医・科学委員会委員に3名を限度に推举する。

(会議)

第4条 部会は、必要に応じ、部会長が招集し統括する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、部会に必要な事項は、部会長が部会に諮って定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月12日一部改正
- 3 平成29年3月7日一部改正
- 4 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

(2) アンチ・ドーピング部会規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）スポーツ医・科学委員会規程第13条に基づき、アンチ・ドーピング部会（以下、「部会」という。）を設置し、ドーピング（競技力向上を目的とした禁止物質あるいは禁止方法の行使、並びに競技者の体内から採取された検体内に禁止物質が存在すること）による社会悪及び心身への弊害を無くすために必要な事項を定める。

(目的および事業)

第2条 部会は、広くスポーツ選手の健全育成並びに競技力向上に対し、公平な評価をもって平等の立場を堅持し、スポーツの永遠なる発展向上に寄与することを事業の目的とする。

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ選手、指導者・スタッフ、スポーツ関係団体、学校等へのアンチ・ドーピング啓発活動を行う。
- (2) スポーツ選手、青少年スポーツ活動者の健康を阻害する要因の排除に関する調査研究を行う。
- (3) スポーツ選手、青少年スポーツ活動者の健康を薬の不適切な使用から守り、競技活動を支援する方策を検討する。
- (4) ドーピングに関する関係諸機関との情報交換を行う。また、それに基づく部会内検討を経て、関係機関等への情報伝達ならびにアンチ・ドーピングの広報活動を行う。
- (5) アンチ・ドーピングに関わる専門スタッフの養成及び養成計画を行う。
- (6) その他、部会の目的達成に必要な事業を行う。

(組織)

第4条 部会員は次の委員をもって組織する。

- | | |
|---|-----|
| (1) 公益財団法人日本スポーツ協会が認定したスポーツドクター | 若干名 |
| (2) 公益財団法人日本スポーツ協会が認定したアスレティックトレーナー | 若干名 |
| (3) 薬業団体（一般社団法人佐賀県薬剤師会）に関わるスタッフ | 若干名 |
| (4) 管理栄養士・栄養士（公益社団法人佐賀県栄養士会、佐賀県学校栄養士会スタッフを含む） | 若干名 |
| (5) 看護師等の医療スタッフ | 若干名 |
| (6) スポーツに関する学識経験者 | 若干名 |
| (7) 本協会のスポーツ医・科学委員 | 若干名 |
| (8) 本協会加盟の競技団体スタッフ | 若干名 |
| (9) 佐賀県スポーツ関係部局職員 | 若干名 |

(役員および任期)

第5条 部会長は、本協会会長が指名する。

- (1) 部会長は、部会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。
- (2) 副部会長は、部会員の中から部会長が指名することができる。
- (3) 部会長、副部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 部会は、必要に応じ、部会長が招集し統括する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、部会に必要な事項は、部会長が部会に諮って定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成26年6月10日一部改正
- 3 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。
- 4 令和元年6月5日一部改正、同日施行。
- 5 令和3年6月4日一部改正、同日施行。

(3) トレーナー部会規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）スポーツ医・科学委員会規程第13条に基づきトレーナー部会（以下「部会」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 部会は県民及びスポーツ選手の競技力向上ならびに健全育成をサポートするとともに、公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー（以下「AT」という。）の普及および育成を目的とする。

(事業)

第3条 部会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 全国規模の大会で活躍が期待できるチーム並びに個人に対するサポート体制づくり
- (2) 各種講習会、研修会等の開催及び協力
- (3) 育成および推薦に関する事項
- (4) 佐賀県のスポーツ外傷・障害などに関する調査研究、広報活動の促進
- (5) その他部会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 この部会の会員は、ATとする。

(役員)

第5条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名以内

2 部会長・副部会長は部会員の中から選出し、本協会会長が指名する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

3 役員に欠員を生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 部会は必要に応じ、部会長が招集し統括する。

(AT推薦)

第8条 この部会では、以下の事項により、AT養成講習会の受講者の推薦者を決定する。

- (1) 事業に対する活動内容をポイント換算する。
- (2) ポイントは部会で管理する。

(3) 活動内容（ポイント）を考慮し、推薦候補者を部会にて協議し、スポーツ医・科学委員会の承認を受けた後、部会から推薦する。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、部会に必要な事項は、部会長が部会に諮って定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年11月8日一部改正
- 3 平成26年6月10日一部改正
- 4 平成29年3月7日一部改正
- 5 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

6 佐賀県スポーツ少年団設置規程

第1章 総則

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第39条の規定に基づいて設置された佐賀県スポーツ少年団に関して必要な事項を定める。

第2条 佐賀県スポーツ少年団（Saga Junior Sport Clubs Association）は、県内の登録したスポーツ少年団を代表する組織体とする。

2 佐賀県スポーツ少年団は、市町スポーツ団体等の設ける市町スポーツ少年団をもって構成する。

第2章 目的

第3条 佐賀県スポーツ少年団は、本協会の目的に従い、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事業

第4条 佐賀県スポーツ少年団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の策定と推進
- (2) スポーツ少年団の体力テストを含む活動の普及指導
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活用
- (4) スポーツ少年団の国内、国際交流事業の実施
- (5) スポーツ少年団に関する広報活動の実施
- (6) スポーツ少年団活動開発に関する調査研究及び実験の実施
- (7) スポーツ少年団の活動拠点の充実促進
- (8) スポーツ少年団の顕彰
- (9) 関係団体との連携
- (10) その他目的達成に必要な事業

第5条 佐賀県スポーツ少年団は、前条の事業に関しては、決定及び実施の権限を有する。ただし、佐賀県スポーツ少年団の事業実施の基本方針及び予算、決算並びにその変更については、あらかじめ本協会理事会及び評議員会の承認を得るものとする。

第4章 登録

第6条 佐賀県スポーツ少年団への加入は、登録をもって行う。

2 登録に関しては、別に定める。

第5章 役員

第7条 佐賀県スポーツ少年団に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 2名
- (3) 常任委員 14名以内
- (4) 委員 22名以内

2 本部長、副本部長は、委員及び常任委員を兼ねることはできない。

第8条 委員は、市町スポーツ少年団がその本部長、副本部長等の中から代表者1名を選出する。ただし、スポーツ少年団員数500名以上の市町については、委員を2名にすることができる。

第9条 本部長は、委員総会でこれを推挙し本協会理事会の承認を得て本協会会长が委嘱する。

2 本部長は、佐賀県スポーツ少年団を代表し、佐賀県スポーツ少年団の業務を統轄する。

第10条 副本部長は、佐賀県スポーツ少年団指導者協議会（以下「指導者協議会」という。）から1名、学識経験者から1名を本協会理事会の承認を得て、本協会会长が委嘱する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、または本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が定めた順序に従い、副本部長がその職務を代行する。

第11条 常任委員は、委員のうち県民スポーツ大会総則の開催地の地域区分ごとに1名を選出し、本部長が委嘱する。

2 前項のほか本部長は、学識経験者から7名以内、指導者協議会から2名以内、リーダー会から1名の常任委員を委嘱することができる。

3 常任委員及び委員は、本部長、副本部長を助けて佐賀県スポーツ少年団の業務を分担し執行する。

第12条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間を適用する。

3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第6章 会議

第13条 委員総会は、本部長、副本部長、常任委員及び委員をもって構成し、佐賀県スポーツ少年団の事業計画、予算、事業報告、決算その他業務に関する重要事項を議決する。

2 委員総会は、毎年2回開催し、本部長がこれを招集し、その議長となる。

3 前項のほか常任委員が必要と認めたとき、または委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に臨時の委員総会を招集しなければならない。

第14条 委員総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りでない。

2 構成員が委員総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は、その所属する市町スポーツ少年団の役員に委任することができる。この場合委任した構成員は出席したものとみなす。

第15条 委員総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

第16条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、佐賀県スポーツ少年団の事業計画、予算、事業報告、決算その他業務に関する重要事項を協議する。

2 常任委員会は、本協会のスポーツ少年団に関する事業の補助金について審査を行う。

3 常任委員会は、必要に応じて開催し、本部長がこれを招集して議長となる。

4 常任委員会は、構成員の2分の1以上出席しなければ開会することはできない。

5 常任委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

6 構成員が常任委員会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は、その所属する市町スポーツ少年団の役員に委任することができる。この場合委任した構成員は出席したものとみなす。

第7章 専門部会

第17条 佐賀県スポーツ少年団に次の専門部会をおく。

(1) 指導育成部会

(2) 広報普及部会

(3) 活動開発部会

- 2 前項のほか常任委員会の議決を経て、必要な専門部会を設けることができる。
- 3 専門部会は、専門事項について調査研究を行い常任委員会に意見を具申する。
- 4 専門部会について必要な事項は、常任委員会の議決を経て別に定めることができる。

第8章 指導者協議会

第18条 佐賀県スポーツ少年団に指導者の資質、指導力の向上のため指導者協議会を置く。

- 2 指導者協議会に関して必要な事項は、常任委員会の議決を経て別に定める。

第9章 リーダー会

第19条 佐賀県スポーツ少年団にリーダーの資質向上と活動の活性化を図るため佐賀県スポー

ツ少年団リーダー会（以下「リーダー会」という。）を置く。

- 2 リーダー会に関して必要な事項は、常任委員会の議決を経て別に定める。

第10章 会計

第20条 佐賀県スポーツ少年団の経費は、各種補助金、助成金並びに登録料をもって支弁し、本協会定款に定めるところにより処理する。

第11章 事務局

第21条 佐賀県スポーツ少年団の事務は、本協会事務局において処理する。

第12章 規程の変更

第22条 この規程は、委員総会の同意を得たのち、本協会理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成26年6月10日一部改正
- 3 平成27年3月12日一部改正
- 4 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。
- 5 令和元年6月5日一部改正、同日施行。
- 6 令和3年6月4日一部改正、同日施行。

（1）佐賀県スポーツ少年団指導者協議会規程

（総則）

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会佐賀県スポーツ少年団設置規程第18条に規定された指導者協議会（以下「協議会」という。）に関することを定める。

（目的）

第2条 協議会は、佐賀県スポーツ少年団登録指導者（以下「指導者」という。）相互の連帯と、資質、指導力の向上並びに指導活動の促進方策について協議することを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号について協議し、佐賀県スポーツ少年団に意見を具申する。

- (1) 指導者の研修及び資質の向上に関すること。
- (2) 指導者の交流と情報交換、広報活動に関すること。
- (3) 指導者の社会的地位の向上に関すること。
- (4) 指導者の安全対策に関すること。
- (5) 指導者育成策の研究に関すること。
- (6) 指導法と指導技術の研究開発に関すること。
- (7) その他前各号に関連すること。

（活動内容）

第4条 協議会は、前条の協議事項について必要な活動を展開する。

（構成）

第5条 協議会は、佐賀県スポーツ少年団登録指導者をもって構成する。

（役員）

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 委員 若干名

（役員会）

第7条 役員会は、必要に応じて隨時これを開催することができる。

- 2 役員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。ただし、あらかじめ書面により議決を委任したものは出席したものとみなす。
- 3 佐賀県スポーツ少年団の本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長は、役員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 役員会の会長は役員会の議長となる。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(役員の選出)

第8条 役員は、本部長が推薦し、佐賀県スポーツ少年団常任委員会（以下「常任委員会」という。）において選出する。ただし、会長及び副会長は、委員の互選で決める。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、これを補充することができる。ただし、任期は前任者の在任期間とする。

(規程の変更)

第10条 この規程は、協議会の合意を得たのち、常任委員会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

7 S S P構想推進協議会規程

第1章 総則

第1条 公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）は、定款第40条に基づく専門委員会として、「S S P構想推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

第2条 協議会の事務局は、本協会内に置くこととし、佐賀県の協力を得て、事務局機能を担うものとする。

第2章 目的等

第3条 協議会は、世界に挑戦する佐賀ゆかりのトップアスリートの育成を通じて、スポーツ文化の裾野を拡大し、さらなるトップアスリートの育成につながる好循環を確立する「SAGAスポーツピラミッド構想」（以下「S S P構想」という。）を推進することを目的とする。

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) S S P構想の理解促進に関すること。
- (2) S S P構想の実現に向けた関係者の連携推進に関すること。
- (3) S S P構想の実現に向けた財源の確保に関すること。
- (4) その他S S P構想を推進するために必要な取り組みに関すること。

第3章 組織

第5条 協議会は、本協会理事、佐賀県職員及びS S P構想の志に賛同する者のうち、本協会会長が参加を承認した者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

第4章 役員及び任期

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名

第7条 前条に定める役員のうち、会長は、本協会会長をあてるものとする。

2 副会長及び幹事は、会長が構成員から指名するものとする。

第8条 会長は、この協議会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

第9条 役員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠（または増員）により選出された役員の任期は、前任者（または現任者）の在任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第5章 会議

第10条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

第11条 協議会は、構成員の過半数以上が出席しなければ開会することができない。

2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

第12条 協議会に、協議会の運営事項について審議するため、第6条の役員により構成する幹事会を置く。

2 幹事会の議事は、前2条の例による。

附 則

この要綱は、令和元年6月5日から施行する。

III 諸規程

1 事務局の組織規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第41条

第2項及び第4項の規定に基づき、本協会事務局の組織について必要な事項を定めるものとする。

(機関)

第2条 本協会に次の表の左欄に掲げる機関を置き、内部組織として当該右欄に掲げる課、チームを置く。

機 関	課、チーム
事 務 局	総務企画課
	団体支援課
	振 興 課
	Team SAGA SPORT PYRAMID

(所掌事務)

第3条 各課、チームの所掌事務は、次のとおりとする。

機 関	課	業 務
事 務 局	総務企画課	<ol style="list-style-type: none">1 人事、庶務及び経理に関する事。2 法人事務に関する事。3 機関相互の連絡調整に関する事。4 文書の収受、発送、整理及び保存に関する事。5 スポーツ会館の管理運営に関する事。6 公印の管守に関する事。7 SAGAスポーツピラミッド（S S P）基金の民間寄付及び管理に関する事。8 SAGAスポーツピラミッド（S S P）構想推進協議会に関する事。9 SAGAスポーツピラミッド（S S P）構想に係る県との連携に関する事。10 財務委員会の所掌事務に関する事。11 他の課に属さない事。
	団体支援課	<ol style="list-style-type: none">1 加盟団体組織の育成・強化、指導に関する事。2 競技力向上の推進に関する事。3 競技力向上委員会、スポーツ医・科学委員会、倫理委員会の所掌事務に関する事。4 指導者の育成及び人材発掘に関する事。5 その他団体支援に関する事。
	振 興 課	<ol style="list-style-type: none">1 スポーツ振興事業の企画運営に関する事。2 国民体育大会への役員、選手及び監督等の派遣に関する事。3 国民体育大会九州ブロック大会の運営に関する事。4 総合型地域スポーツクラブの育成・指導に関する事。5 生涯スポーツ委員会の所掌事務に関する事。6 スポーツ少年団に関する事。7 国際交流に関する事。8 広報・表彰に関する事。9 その他スポーツの振興に関する事。

	Team SAGA SPORT PYRAMID	1 スポーツメンターに関すること 2 スポーツコーチに関すること
--	-------------------------------	-------------------------------------

(職及び職務)

第4条 次の表の左欄に掲げる機関にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄のとおりとする。

機 関	職	職 務
事 務 局	事務局長	上司の命を受けて、本協会の事務（業務）を掌理し、事務局職員を指揮監督する。
	次 長	事務局長を補佐し、役割分担に応じ事務（業務）を整理し、局長不在のときは、その職務を代行する。
	課 長	上司の命を受けて、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	参 事	課の事務を整理し、課長不在のときは、その職務を代行する。
	主 査	上司の命を受けて、特定の事務を処理する。
	副 主 査	上司の命を受けて、特定の事務を処理する。
	主 事	上司の命を受けて、事務に従事する。

第5条 前条に規定する職員のほかに、指導主事、指導員、特別指導員、スポーツ振興アドバイザー、その他の常勤又は非常勤の職員を置くことができる。

2 前項の職員は、上司の命を受け事務その他の職務に従事する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日一部改正
- 3 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。
- 4 令和5年1月10日一部改正、1月16日施行。
- 5 令和5年3月3日一部改正、同日施行

2 役・職員等倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）の役員及び職員等（以下「役・職員等」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員等の範囲)

第2条 この規程において、役員等とは、本協会定款第16条及び第25条に規定する評議員及び理事・監事並びに同第40条に規定する各専門委員会及び各部会の委員をいう。

2 職員とは、本協会定款第41条に規定する職員をいう。

(役・職員等の基本的責務)

第3条 役・職員等は、本協会定款第3条に規定する「目的」を達成するため、本協会の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役・職員等の遵守事項)

第4条 役・職員等は、暴力、セクシュアルハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

2 役・職員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役・職員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4 役・職員等は、補助金、委託金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的に流用や不正行為を行ってはならない。

5 役・職員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、本協会に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(役・職員等がこの規程に違反した場合の対処等)

第6条 役員等に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、倫理委員会の委員長は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員等がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は、倫理委員会の意見を聴取したうえで、厳正に定款第17条及び第30条に基づく必要な処置をとるものとする。

2 前項の職員に関する対処は、本協会職員就業規程の定めに基づき厳正に取り扱うものとする。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

3 倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）役・職員等倫理規程第5条の規定に基づき、本協会が佐賀県におけるスポーツの統一組織として、その自覚と責任を持ち、スポーツの根本であるルールとフェアプレー精神に則り、加盟団体共々、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通して、その社会的使命を果たしていくために必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌)

第2条 倫理委員会（以下「委員会」という。）は、次の事項を所掌する。

- (1) 本協会及び役・職員等の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 本協会加盟団体について、本協会の加盟団体規程、公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ憲章など関係規程の遵守及び処分に関すること。
- (3) スポーツにおける暴力行為等相談窓口に関すること。
- (4) 前3項について、周知徹底を図るとともに必要に応じ事実確認等を行い、その結果を会長に具申すること。

(委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員長は、理事又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

2 委員は、委員長が本協会理事、加盟団体役員及び学識経験者のうちから推举する者を理事会に諮って、会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定めることができる。

(本規程の変更)

第7条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

4 スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程

(総則)

第1条 この規程は、「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン（以下「倫理に関するガイドライン」という。）」が提起する、スポーツにおける暴力行為等に関する相談及び問い合わせ（以下「相談等」という。）に対応する体制を整備するため、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）の「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」（以下「相談窓口」という。）に関することを定める。

(体制)

第2条 相談窓口は本協会倫理委員会の下に置き、その事務は本協会事務局が所掌する。

(相談内容の範囲)

第3条 相談窓口は、「倫理に関するガイドライン」に掲げる次の相談等に対応することができる。

- (1) 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等に関すること。
- (2) 身体的・精神的セクシュアル・ハラスメントに関すること。
- (3) アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止に関すること。
- (4) 不適切な経理処理及び不正行為に関すること。
- (5) その他、法令違反行為に関すること。

2 相談窓口では、前項の（1）から（5）以外の事案については対応しないものとする。

(相談等の方法)

第4条 相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面及び面会のいずれも可能とする。

2 前項の利用方法は、本協会ホームページ等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。

(手続き)

第5条 相談窓口は、匿名の場合を除き、相談者に対し相談を受けた旨、速やかに通知するとともに、相談等の内容を確認する。

- 2 事案の相談を受けた場合、相談窓口は速やかに本協会事務局担当者、当該加盟団体等に報告し、事実の確認及び適切な対応を依頼する。
- 3 事案の確認及び対応の依頼を受けた本協会事務局担当者、当該加盟団体等は、相談等に関する確認・調整にあたり協力・連携して対応するとともに、確認及び対応結果について、相談窓口に報告するものとする。
- 4 相談窓口は、事案及びその確認並びに対応結果について、倫理委員会に報告する。
- 5 倫理委員会は事案の内容に応じて、委員会を開催し対応するものとする。
- 6 倫理委員会は相談窓口を通して、紛争状態にある相談等については、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構及び独立行政法人日本スポーツ振興センター等への相談及び問い合わせを相談者に提案するものとする。

(情報の保護)

第6条 相談等に対応する役職員並びに倫理委員会委員は、正当な理由なく、相談の内容等いかなる情報も開示漏洩してはならない。

(対応者の責務)

第7条 相談等を受けた相談窓口及び本協会事務局担当者は、法令及び本協会諸規程に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(補則)

第8条 その他相談窓口について必要な事項は、倫理委員会で定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

5 公益財団法人佐賀県スポーツ協会スポーツ仲裁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）が行ったスポーツ競技又はその運営を巡る紛争について、スポーツに関する法及びルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与すべく設立された公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁によって迅速かつ公正中立に解決することを目的とする。

(仲裁の申し立て)

第2条 本協会が行う定款第4条に記載する事業又はその運営に関する決定事項に対する競技者及び加盟団体等からの不服申し立てについては、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。

(本規程の変更)

第3条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成26年6月10日から施行する。
- 2 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

6 職員就業規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第41条第4項の規定に基づき、本協会職員（以下「職員」という。）の就業について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本協会の職員に適用する。

(服務の原則)

第3条 職員は、法令、本協会の定款及び諸規定を遵守し、上司の職務上の命令に従い、誠実かつ公正にその職責を遂行しなければならない。

2 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ会長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 職務に関連する研修を受ける場合

(2) 前号に掲げる場合の外、佐賀県職員の例により会長が必要と認めた場合

(禁止行為)

第4条 職員は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本協会の信用を傷つけ、職員全体の不名誉となるような言動をすること。

(2) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。

(3) 本協会の秩序又は規律をみだすこと。

(4) 会長の許可を受けることなく、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員、清算人その他企業の経営に参加し得る地位を兼ね若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事すること。

第2章 勤務

(勤務時間)

第5条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き1日7時間45分とし、1週間にについて38時間45分とする。ただし、特別の勤務に従事する場合は、休憩時間を除き1週間当たり38時間45分とする。

(勤務を要しない日)

第6条 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務を要しない日は、毎4週間につき8日とし、各機関の長が業務の状況により、あらかじめ職員ごとに定めるものとする。

(勤務時間の割振り)

第7条 第5条の規定に基づく勤務時間は、別表のとおりとする。ただし、特別の勤務に従事する職員については、各機関の長が業務の状況により、あらかじめ、職員ごとに勤務の割振りを行うものとする。

2 各機関の長は、業務上必要がある場合には、別表の勤務時間を変更することができる。

(休憩時間)

第8条 職員の休憩時間は、勤務時間の途中に60分間置くものとする。

(休日)

第9条 休日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に規定する日を除く。）

(時間外勤務等)

第10条 各機関の長は、業務上必要があるときは、職員に正規の勤務時間外若しくは前条に規定する休日又は勤務を要しない日に勤務を命ずることができる。

2 前項において、休日又は勤務を要しない日の全部について勤務を命じた場合には、勤務の状況により勤務を命じた日の前4週間又は後8週間（以下「当該期間」という。）の内における勤務を要しない日の他の日をもって休日又は勤務を要しない日に替え、又は勤務を要しない日に4時間を超えて勤務を命じた場合には、そのうち4時間を勤務の状況により当該期間の内において勤務を要しない日の他の日における4時間に割り振ることができる。

(出勤)

第11条 職員は、始業時刻までに出勤し、直ちに自ら出勤簿に押印しなければならない。

2 出勤簿は、各機関の長が管理する。

(休暇)

第12条 職員の休暇については、佐賀県職員の例による。ただし、これによりがたい場合は、会長が別に定める。

(休暇の手続き)

第13条 職員は休暇の届け又は承認を受けようとするときは、あらかじめ文書により各機関の長に届け出又は承認を受けなければならない。

第3章 給与及び旅費

(給与)

第14条 職員の給与については、別に定めるところにより支給するものとする。

(出張等の命令)

第15条 職員は、本協会の業務のため必要があるときは、出張を命ぜられることがある。

2 出張した職員は、用務が終わったときは、速やかに、書面で復命しなければならない。ただし、軽易な事項については、速やかに口頭で復命することによってこれに代えることができる。

3 出張の旅費については、別に定めるところにより支給するものとする。

第4章 休職、降任、解雇及び退職

(休職)

第16条 会長は、職員が次の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを休職とすることができます。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) その他特別の事由がある場合

(休職期間及び復職)

- 第17条 前条第1号及び第3号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養等に要する程度に応じて、3年を越えない範囲で会長が定める。
- 2 会長は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命ずる。
 - 3 前条第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

(解雇等)

- 第18条 会長は、職員が次の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを解雇し、又は降任することができる。
- (1) 勤務成績が良くない場合
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
 - (4) 職制の改廃又は業務の縮小により、廃職又は減員を必要とする場合

(手続き及び効果)

- 第19条 職員の意に反する休職、降任及び解雇の手続き及び効果については、佐賀県職員の例による。

(退職)

- 第20条 職員が、次の各号に該当するときは、退職とする。
- (1) 退職を願い出て、会長が承認したとき。
 - (2) 休職期間が満了し、復職を命ぜられないとき。

(退職手当)

- 第21条 退職手当については、別に定めるところにより支給するものとする。

第5章 保健衛生

(協力業務)

- 第22条 職員は、会長の指示に従い保健衛生上必要と認められる措置について協力しなければならない。

(健康診断)

- 第23条 職員は、本協会が推奨する健康診断を受けなければならない。

(療養命令)

- 第24条 会長は、保健衛生上必要と認めたときは、職員に対し療養を命じ、又はその他必要な措置を取らなければならない。

第6章 災害補償

(災害補償)

第25条 職員が業務上負傷、疾病、廃疾又は死亡した場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

第7章 表彰及び懲戒

(表彰)

第26条 会長は、職員が次の各号の一に該当する場合は、これを表彰することができる。

(1) 長年誠実に勤務した場合

(2) 本協会の業務に関し特に顕著な功績があった場合

2 表彰の方法及び手続きに関しては、会長が別に定める。

(懲戒)

第27条 会長は、職員が次の各号の一に該当する場合は、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は解雇の処分をすることができる。

(1) この規程に違反した場合

(2) 職務上の地位を利用して、自己若しくは他人の利益を図り、又は業務上不正行為をした場合

(3) 故意又は過失により本協会に重大な損害を与えた場合

(4) その他本協会職員としてふさわしくない非行があった場合

(手続き及び効果)

第28条 懲戒処分の手続き及び効果については、佐賀県職員の例による。

(損害賠償)

第29条 職員が故意又は重大な過失によって本協会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第8章 補則

(補則)

第30条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）の規定に基づき、本協会に派遣された職員に対する本規程の適用については、本協会と佐賀県が締結する「派遣職員の取扱いに関する取決め書」に従い実施するものとする。

第31条 この規程の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成27年3月12日一部改正

3 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

別表（第7条関係）

区分	始業時刻	終業時刻
事務局に勤務する職員	8時30分	17時15分

7 公印規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会の公印に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、ひな形、寸法及び公印管守者は、別表のとおりとする。

2 会長は、必要に応じ公印管守者の事務を補助させるために公印管守補助者を置くことができる。

(公印の新調、改刻及び廃止の手続き)

第3条 公印を新調し、改刻し、廃止しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

2 公印管守者は、公印を新調し、改刻したときは、公印台帳(別様式)に記載しなければならない。

3 公印管守者は、公印を廃止したときは、公印台帳に必要な事項を記載しなければならない。

(公印の管守)

第4条 公印管守者は、公印を使用しないときは金庫に保管し、特に会長の承認を受けた場合のほか、管守する場所以外に持ち出してはならない。

(公印の使用)

第5条 公印を使用しようとするものは、当該公印の使用について公印管守者または公印管守補助者の承認を受けなければならない。

(不用公印の保存及び処分)

第6条 公印管守者は、新調により不用になった公印又は廃止した公印を、当該不用になった日又は廃止した日から起算して5年間保存しなければならない。

2 公印管守者は、前項の保存期間を経過した公印を裁断の方法により、棄却処分しなければならない。

(公印の事故処理)

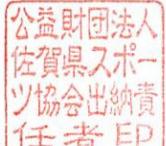
第7条 公印管守者は、公印を盗まれ、若しくは紛失し、又は公印が偽造され、若しくは変造されたときは理由を明記して、速やかに会長に届け出るとともに適宜の対応措置をとらなければならない。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

別表（第2条関係）

名 称	ひ な 型	寸法（方ミリメートル）	公印管守者
公益財団法人 佐賀県スポーツ協会之印		方 2 7	事務局長
公益財団法人 佐賀県スポーツ協会長之印 (文書関係印)		方 2 7	事務局長
公益財団法人 佐賀県スポーツ協会会长印 (出納関係印)		径 1 8	事務局長
公益財団法人 佐賀県スポーツ協会 出納責任者印		方 2 1	事務局長

別様式（第3条関係）

公印台帳

機関名		整 理 番 号	
公印名		印 影	
登録年月日	平成 年 月 日		
廃止年月日	平成 年 月 日		
用途			
適用			
公印名		印 影	
登録年月日	平成 年 月 日		
廃止年月日	平成 年 月 日		
用途			
適用			
公印名		印 影	
登録年月日	平成 年 月 日		
廃止年月日	平成 年 月 日		
用途			
適用			
公印名		印 影	
登録年月日	平成 年 月 日		
廃止年月日	平成 年 月 日		
用途			
適用			

8 決裁規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）の事務の決裁に関して事務処理の適正を期するとともに権限と責任の明確化を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会長又はその補助機関が、意思表示により、その権限に属する事務の処理について最終的決定を行うことをいう。
- (2) 専決 会長の権限に属する事務を、常時、会長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁について権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が不在の場合において、あらかじめ認められた範囲内において、決裁権者が決裁すべき事務をより下級の補助機関が代わって決裁することをいう。

(専決の制限等)

第3条 この規程に定める専決事項であっても次の各号の一に該当するときは、会長又は上司の決裁を受けて処理しなければならない。

- (1) 事案の内容が重要であると認められるとき。
- (2) 取扱上異例に属し、又は先例になると認められるとき。
- (3) 疑義若しくは重大な紛議があるとき、又は処理の結果重大な紛争を生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) 専決者において、上司が特に事案を了知しておく必要があると認められたとき。
- (5) あらかじめその処理について特に上司の指示を受けたとき。

(専決事項に関する報告)

第4条 専決者が専決した場合において特に必要があると認めるとときは、専決した事項を上司に報告しなければならない。

(代決)

第5条 決裁権者が不在のときは、決裁権者が決裁すべき事務を次の表に定めるところにより代決することができる。

区分	代決することができる者	
	決裁権者が不在のとき	決裁権者及び左欄に掲げる者がともに不在のとき
会長の決裁事項	副会長（代表理事）	専務理事又は常務理事
副会長（代表理事）の決裁事項	専務理事	常務理事
専務理事の決裁事項	常務理事	事務局長
常務理事の決裁事項	事務局長	事務局次長
事務局長の決裁事項	事務局次長	担当課長

(後闇)

第6条 代決を行った者は、代決した事項のうち必要があると認めるものについては、事後速やかに会長又は当該専決権者の後闇に供しなければならない。

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項並びに副会長（代表理事）、専務理事、常務理事及び事務局長の専決事項は、別表に掲げるとおりとする。

(類推による専決)

第8条 この規程に専決事項として定められていない事項であっても、事務内容により専決することが適當であると類推できるものについては、この規程に準じて専決することができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

別表（第7条関係）

会長決裁事項	1 運営の基本方針に関すること。 2 理事会・評議員会の招集及び議案の提出に関すること。 3 事業計画の策定に関すること。 4 役員及び機関の長の人事に関すること。 5 役職員の賞罰に関すること。 6 基金の運用に関すること。 7 会長の出張に関すること。 8 その他前各号に準ずる事項に関すること。
専副会長（代表理事）	1 重要な規程の制定並びに改廃に関すること。 2 申請、陳情、要望、照会、報告、届出、通知、回答等で特に重要なものの処理に関すること。 3 副会長の出張に関すること。 4 常勤役員の報酬等に関すること。 5 職員（機関の長を除く。）の人事に関すること。 6 重要な財産の処分に関すること。 7 重要な契約事項に関すること。 8 その他前各号に準ずる事項に関すること。
専務理事専決事項	1 本協会組織の管理運営全般に関すること。 2 事業計画の立案に関すること。 3 監督官公庁に対する許認可及び承認申請並びに重要な報告に関すること。 4 軽易な規程の制定及び改廃に関すること。 5 申請、陳情、要望、照会、報告、届出、通知、回答等で重要なものの処理に関すること。 6 役員（会長、副会長を除く。）の出張に関すること。 7 職員の服務及び給与に関すること。 8 財産の処分に関すること。 9 寄付及び賛助会費の受入に関すること。 10 運営資金の運用に関すること。 11 通常の契約事項に関すること。 12 その他前各号に準ずる事項に関すること。
常務理事専決事項	1 本協会業務の執行監督全般に関すること。 2 事業計画（定例的または簡易なものは除く。）の実施に関すること。 3 監督官公庁に対する許認可及び承認申請並びに報告に関すること。 4 申請、陳情、要望、照会、報告、届出、通知、回答等の処理に関すること。 5 予算執行管理に関すること。 6 その他前各号に準ずる事項に関すること。
事務局長専決事項	1 事業計画のうち定例的または簡易なものの実施に関すること。 2 職員の事務分掌に関すること。 3 職員の出張命令、休暇等の服務及び時間外勤務命令に関すること。 4 臨時職員の任免及び給与に関すること。 5 申請、陳情、要望、照会、報告、届出、通知、回答等で軽易なものの処理に関すること。 6 定例的な契約の締結に関すること。 7 経常的な収入、支出に関すること。 8 佐賀県スポーツ会館の使用に関すること。 9 その他前各号に準ずる事項に関すること。

9 文書規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）の事務を適正に処理し能率的な運営を図るため、文書の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、「文書」とは、本協会において取り扱うすべての文書をいう。

2 この規程において、「文書の取扱い」とは、文書の収受、配布、起案、決裁、浄書、発送及び保存等文書取扱い事務を総称する。

(事務処理の原則)

第3条 事務の処理は、文書によって行うこととする。

2 文書は、正確かつ迅速に取扱い、事務が能率的に処理されるようにしなければならない。

(文書責任者)

第4条 本協会事務局の組織規程第2条に規定する機関（以下「機関」という。）に文書責任者を置き、機関の長をもって充てる。

2 文書責任者は、当該機関における文書の取扱い事務を総括する。

(文書担当者)

第5条 各機関に文書担当者を置く。

2 文書担当者は、文書責任者が指名する。

(収受文書の取り扱い)

第6条 各機関に到達した文書は、文書担当者が収受する。

(一般取扱い)

第7条 文書担当者は、文書を収受したときは速やかに開封し、当該文書の余白に収受印を押し文書管理簿に必要な事項を明記の上、文書責任者を経て、事務担当者に配布しなければならない。

(特殊取扱い)

第8条 前条の規定にかかわらず、親展文書（親展電報を含む。）は、封をしたまま当該文書の封皮に収受印を押し、受領印を徴して名あて人に配布する。

2 前項以外の書留郵便物等は、封をしたまま当該文書の封皮に収受印を押し、特殊文書交付簿に必要な事項を明記の上、受領印を徴して配布する。

(権利の得喪に關係がある文書の取扱い)

第9条 文書収受の日時が権利の得喪に關係のある文書は、その封皮に収受印を押し、時刻を明記し文書責任者がこれを認知して配布しなければならない。

(起案)

第10条 起案は、別に定める起案用紙を用いるものとする。ただし、軽易又は定例的なものは、当該収受文書の余白に朱書して処理することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、内容の不備等により返付を要する文書又は軽易な照会、回答督促等は、付箋紙等により処理することができる。
- 3 事案が重要なもの又は異例に属するものは、根拠法令、調査事実、前例その他参考事項を記載し、又は関係書類を添付して起案の根拠、理由及び経過を明らかにしなければならない。

(文書記号及び番号)

第11条 文書には、年度ごとに毎年4月1日を起番とし、記号及び番号を付さなければならない。

ただし、軽易なものについては、番号を省略、「号外」として処理することができる。

- 2 前項の記号は、機関の長が定める。

(決裁区分の表示)

第12条 起案文書には所定の箇所に会長の決裁事項については「甲」、副会長（代表理事）の専決事項については「乙」、専務理事の専決事項については「丙」、常務理事専決事項については「丁」、事務局長専決事項については「丁2」の表示をしなければならない。

(回議)

第13条 起案者は、起案内容が妥当かどうかについて起案者の直属の上司の承認を求めなければならない。

(重要文書の取扱い)

第14条 起案書の内容が緊急を要するもの又は秘密を要するものであるときは、持ち回りで回議しなければならない。

(公印の押印)

第15条 淨書文書で発送を要するものは、本協会公印規程に定めるところにより公印を押印しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、軽易な文書で公印管守者が認めたものについては、公印の押印を省略することができる。

(発送文書の施行)

第16条 施行を要する文書は、次の方法により行わなければならない。ただし、本協会内文書又は軽易な文書等にはこれを省略することができる。

- (1) 文書の記号及び番号、施行年月日、発信者の職名、あて名、標題並びに本文を起案文書に基づいて淨書し、校合して公印を押印する。
- (2) 文書の日付は、文書責任者が特に必要と認めたものを除き、施行の日を用いるものとする。

(保存年限)

第17条 文書の保存年限は、当該事案の処理が完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算するものとする。

(保存年限区分基準)

第18条 文書の保存年限基準は、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

別表（第18条関係）

文書保存年限区分基準表

保 存 区 分	文 書 の 種 類
永久保存	1 定款、規程等で重要なもの
	2 財産に関する重要なもの
	3 理事会・評議員会に関する重要なもの
	4 各種台帳で特に重要なもの
	5 許可、認可及び契約に関する特に重要なもの
	6 職員の進退及び賞罰に関する書類
	7 協定、覚書等で重要なもの
	8 会計規程第6条に規定する永久保存の帳簿書類
	9 その他永久保存が必要と認められるもの
10年保存	1 契約で重要なもの
	2 会計規程第6条に規定する10年保存の帳簿書類
	3 その他10年保存が必要と認められるもの
7年保存	1 会計規程第6条に規定する7年保存の帳簿書類
	2 その他7年保存が必要と認められるもの
5年保存	1 契約に関するもの
	2 その他5年保存が必要と認められるもの
3年保存	1 報告、届出、調査、資料等に関するもの
	2 台帳等で軽易なもの
	3 その他3年保存が必要と認められるもの
1年保存	1 軽易な事案又は一時の処理に関する調査、報告等に関するもの
	2 その他1年保存が必要と認められるもの

10 会計規程

第1章 総則

(目的)

第1条 公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）の会計に関する取引を正確、かつ迅速に処理し、本協会の財務及び会計の状況を正確に把握し、真実な報告を行うとともに、事業活動の計数的統制とその能率的運営を推進するためにこの規程を制定する。

(会計処理の原則)

第2条 会計処理は、法令、定款及び本規程の定めによるほか、公益法人会計基準の運用指針（平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会）等の一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に準拠して処理する。

(経理責任者)

第3条 本協会の経理責任者は、事務局長とする。

2 この規程の運用に関しては、経理責任者の指示に従うものとする。

(会計年度)

第4条 本協会の会計年度は、定款の定める事業年度に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計区分)

第5条 本協会の会計区分は、次のとおりとする。

- (1) 公益目的事業会計
- (2) 収益事業等会計
- (3) 法人会計

(書類の保存期間)

第6条 会計に関する帳票書類の保存期間は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 財務諸表 | 永久 |
| (2) 会計帳簿 | 10年 |
| (3) 会計伝票及び証憑 | 10年 |
| (4) 収支予算書 | 7年 |
| (5) その他の書類 | 7年 |

2 前項に定める保存期間の起算日は、翌期首とする。

3 保存期間経過後これらの書類を廃棄するときは、経理責任者の承認を得なければならない。

(会計処理規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、経理責任者の責とし、その上申に基づき理事会の決議を経て行うものとする。

第2章 勘定科目及び会計帳簿

(原則)

第8条 本協会の資産、負債及び正味財産に影響を及ぼす取引は、正規の簿記の原則を遵守して適正な勘定科目に仕訳し、整然かつ明瞭に会計帳簿に記録、整理されなければならない。

(勘定科目の設定)

第9条 会計区分においては、財務及び会計の状況を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

(会計帳簿)

第10条 本協会に備える会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

- ① 総勘定元帳
- ② 仕訳帳

(2) 補助簿

- ① 現金出納帳
- ② 預金出納帳
- ③ 固定資産管理台帳
- ④ 基本財産台帳（財務諸表をもって代える。）
- ⑤ 特定資産台帳（財務諸表をもって代える。）
- ⑥ 指定正味財産台帳（財務諸表をもって代える。）
- ⑦ その他必要な補助簿

(会計伝票)

第11条 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。

2 会計伝票は、下記の諸票を総称するものとする。

(1) コンピュータ会計における、インプットのための所定様式による会計原票

(2) コンピュータ会計における情報処理過程でつくられる会計情報についての諸票類のうち、会計原票と認定した諸票

3 会計伝票は、次のとおりとし、その様式は別に定める。

(1) 伺い書

(2) 振替伝票

(3) 仕訳日記帳

4 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計伝票との関連付けが明らかとなるように保存するものとする。

5 会計伝票及び証憑には、その取引に関する責任者の承認印を受けるものとする。

6 会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方等取引内容を簡単かつ明瞭に記載しなければならない。

(証憑)

第12条 証憑とは、会計伝票の正当性を立証する請求書・領収証等の書類をいう。

(会計帳簿の更新)

第13条 会計帳簿の更新は、毎期首に行う。

第3章 収支予算

(収支予算の目的)

第14条 収支予算は、各事業年度の事業計画の内容を明確な計数をもって表示し、かつ、収支予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(収支予算書の作成)

第15条 収支予算書は、事業計画に基づき毎会計年度開始前に会長が作成し、理事会の承認を経た上で、評議員会において承認を得て確定する。

2 収支予算書は、正味財産増減計算書に準ずる様式をもって作成する。

(収支予算の執行)

第16条 各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。

2 収支予算の執行者は、会長とする。

(支出予算の流用)

第17条 予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用しないこととする。ただし、会長が予算の執行上必要があると認めたときは、その限りとしない。

第4章 金銭出納及び資金管理

(金銭の範囲)

第18条 この規程において、金銭とは現金及び預金をいう。

2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替預金払出証書及び官公署の支払通知書をいう。

3 手形及びその他の金券類は、金銭に準じて取扱うものとする。

(出納責任者及び担当者)

第19条 出納責任者は、経理責任者が指名した者とする。

2 出納責任者は、出納担当者を置くことができる。

(出納用印鑑)

第20条 銀行取引用の印鑑は、出納責任者が保管しなければならない。

(金銭の出納)

第21条 金銭の出納及び受取手形、有価証券の管理は、出納責任者が行う。

(領収証)

第22条 領収証の発行は、次のとおりとする。

(1) 領収証は、金銭を収納したとき発行しなければならない。ただし、銀行振込みによる収納は、領収証の発行を原則として省略するものとする。

(2) 領収証は、出納責任者が発行する。

(支払)

第23条 小口現金以外による支払は、請求書その他取引を証する書類に基づいて取引担当部署が支払の承認を得て、出納責任者が支払伝票を発行し、経理責任者の承認を得て行うものとする。

- 2 金銭の支払については、最終受取人の署名のある領収証を受け取らなければならない。ただし、領収証を受け取ることができない場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。
- 3 銀行振込みの方法により支払を行う場合で、最終受取人と特約した場合は、領収証を受け取らないことができる。

(小口現金)

第24条 出納責任者は、日々の現金支払を行うため小口現金を置くことができる。

- 2 小口現金は、定額資金前渡制度とすることができます。
- 3 出納責任者は、隨時小口現金の管理状況を点検しなければならない。
- 4 小口現金は、都度精算を行い、補給するものとする。

(記録及び照合)

第25条 出納責任者は、記録及び照合について次のとおり実施する。

- (1) 金銭の收支については、その都度これを帳簿に記録しなければならない。
- (2) 現金の在高は、毎日実地に調査し、現金出納帳残高と照合する。
- (3) 銀行預金については、毎月、銀行の記録と照合を行い、期末には預金残高証明書を徴収し、その記録と照合を行わなければならない。もし、差額がある場合は、銀行勘定調整表を作成し、経理責任者に提出する。
- (4) 手形及び有価証券は、毎期末及び必要に応じて現物を実査し、残高一覧表を作成して、経理責任者に提出する。

(資金管理)

第26条 資金管理とは、運転資金、投資資金、設備資金、借入金返済資金等を総合的に管理することで、具体的には本協会全体の資金が不足して必要な支払ができなくなる事態を招かないように行うことと、基本財産、特定資産及び余剰資金を安全かつ効率的に運用して収益を得ること、経費を削減することをいう。

- 2 資金管理、資金調達及び資金運用の主務者は、経理責任者とする。

(銀行借入)

第27条 銀行からの借入による資金の調達は、収支予算に基づき経理責任者が会長の承認を得て行う。

(資金の運用)

第28条 資金の運用は、基本財産及び特定資産設定の趣旨に従い、また余剰資金についても、運用に伴う危険を極力避けつつ最も資金効率が高い運用方法で実行しなければならない。

- 2 資金の運用は、収支予算に基づき経理責任者が会長の承認を得て行う。

(金融機関との記録の照合)

第29条 運用資金及び借入金については、毎期末及び必要に応じて金融機関から入手する残高報告書又は証明書と総勘定元帳を照合する。

第5章 固定資産

(固定資産の種類)

第30条 この規程において固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 基本財産

定期預金 投資有価証券 土地建物

(2) 特定資産

退職給付引当資産 年度間調整積立資産 スポーツ振興基金資産

S S P (SAGAスポーツピラミッド) 基金資産 施設設備修繕引当資産

(3) その他固定資産

建物 構築物 車両運搬具 什器備品 土地 建設仮勘定 借地権 電話加入権

ソフトウエア 敷金保証金 投資有価証券

(固定資産の取得及び処分等)

第31条 固定資産の取得（新規購入、新築、増築、修理、取替）、売却及び廃棄処分など資産状況の変動は、別に定める「資産管理運用規程」により処理し、会計帳簿に正しく記録しなければならない。

(取得価額)

第32条 固定資産の取得価額は、次に掲げる基準により算定する。

(1) 有形固定資産

- ① 他から購入したものは、購入代価に付帯費用を加算した額
- ② 交換によるものは、交換に提供した物件の帳簿価額
- ③ 寄付によるものは、適正な時価

(2) 無形固定資産は、有償取得の場合に限りその対価を取得価額とする。

2 固定資産の除却又は配置変更等に要した費用は期間費用とし、取得価額に算入しない。

(固定資産の管理)

第33条 固定資産管理者は、経理責任者が指名した者とする。

2 固定資産管理者は、固定資産管理台帳を設け、次のとおり管理を行うものとする。

(1) 有形固定資産及び無形固定資産は、原則として各使用部署が管理し、固定資産管理者が統括する。

(2) 固定資産管理者は、毎事業年度末又は必要と認めたとき、固定資産の現状を調査し、固定資産管理台帳との照合を行わなければならない。

(3) 現物の実査によって紛失、破損等の事故が判明したときは、固定資産管理者は経理責任者にその旨報告し、その処理について指示を受けなければならない。

3 定期預金証書又は通帳、国・公社債券、株式など投資活動に属する資産は出納責任者が管理する。

(担保差入手続)

第34条 金融機関などに担保として資産を差し入れる場合は、理事会の承認を経て経理責任者が差入手続を行う。

(損害保険)

第35条 火災などにより損害を受ける恐れのある固定資産については、保険を付すものとする。

第6章 決算

(決算区分)

第36条 決算は、期末決算を行う。

(財務諸表等)

第37条 期末決算において作成する財務諸表等は、次に掲げるとおりとする。

- ① 貸借対照表
- ② 正味財産増減計算書
- ③ 財務諸表に対する注記
- ④ 附属明細書
- ⑤ 財産目録

2 前項の財務諸表等は、経理責任者が作成し、業務執行理事を経て、会長に提出しなければならない。

(決算整理)

第38条 期末決算では、諸引当金の確定計算、減価償却費の計上等の日々の会計処理で処理されてない決算整理事項を再点検して、決算作業日程に従って数値を確定させなければならない。

(財務諸表等の確定・行政庁への提出)

第39条 会長は、期末決算において第37条の財務諸表等について、監事の監査を受けた後、理事会及び評議員会へ提出し、その承認を得て決算を確定する。

2 前項の財務諸表等は、行政庁に提出しなければならない。

第7章 補則

(補則)

第40条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月12日一部改正
- 3 平成30年3月8日一部改正
- 4 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

(1) 資産管理運用規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）が保有する資産の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。

(財産の種別)

第2条 本協会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、定款第4条に掲げる公益目的事業を行うために不可欠な財産とし、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 本協会が、公益財団法人の設立登記を行なったときの財産目録中、基本財産の部に記載された財産

(2) 理事会において、その他の財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

(3) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 流動資産

(2) 固定資産

① 特定資産

ア 退職給付引当資産

イ 年度間調整積立資産

ウ スポーツ振興基金資産

エ S S P (S A G A スポーツピラミッド) 基金資産

オ 施設設備修繕引当資産

② その他固定資産

(基本財産の維持及び処分等)

第3条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会においての承認を得なければならない。

(特定資産の種類と目的)

第4条 特定資産の種類と目的は、次のとおりとする。

(1) 退職給付引当資産

職員に対する退職給付を確実なものとするため、負債の部に引当金として計上した退職給付引当金相当額の資産を確保しておくことを目的とする。

(2) 年度間調整積立資産

予見できない財政上の事態に備えるため、資金を確保しておくことを目的とする。

(3) スポーツ振興基金資産

県民スポーツの振興と競技力向上を総合的一元的に推進する資金として確保しておくことを目的とする。

(4) S S P (S A G A スポーツピラミッド) 基金資産

S S P構想を長期かつ安定的に推進するため、資金を確保しておくことを目的とする。

(5) 施設設備修繕引当資産

スポーツ会館の大規模な施設設備の修繕に備えるため、資金を確保しておくことを目的とする。

(特定資産の設定及び取崩し等)

第5条 特定資産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 退職給付引当資産

退職給付引当金に対応するもので本協会自らが造成した財産

(2) 年度間調整積立資産

本協会自らが造成した財産

(3) スポーツ振興基金資産

民間及び佐賀県からの寄付金（出捐金）によって造成され、寄付者の意思により使途が指定されている財産

(4) S S P (S A G A スポーツピラミッド) 基金資産

民間からの寄付金、贊助会費及び佐賀県からの補助金によって造成され、寄付者等の意志により使途が指定されている財産

(5) 施設設備修繕引当資産

本協会自らが造成した財産

2 前条第1号、第2号及び第5号の特定資産の設定及び取崩し等については、会長の承認を得なければならない。

3 前条第3号の特定資産の設定及び取崩し等については、理事会及び評議員会においての承認を得なければならない。

4 前条第4号の特定資産の取崩し等については、S S P 基金管理委員会の審議を経て、会長の承認を得なければならない。

(資産運用責任者)

第6条 資産運用責任者は、会長が指名する。

(基本財産の運用方針)

第7条 基本財産は元本返済が確実な方法で運用を行なう。

(運用対象)

第8条 基本財産の資金運用は、次のとおりとする。

(1) 円建て預貯金（信用金庫への出資金を含む。）

(2) 元本保証の円建て金銭信託

(3) 日本国債

2 その他の財産のうち、第5条第1項第3号及び第4号の特定資産の資産運用対象は、以下のとおりとし、償還時に元本が確保されるものでなければならない。

(1) 円建て預貯金（信用金庫への出資金を含む。）

(2) 国債、地方債、政府保証債（財投機関債を含む）

(3) 特別の法律により法人の発行する債券（財投機関債、金融債等）

(4) 事業債（普通社債等）

(運用手続)

第9条 資産運用責任者は、運用に当たっては、あらかじめ会長の決裁をうけなければならない。

(規程の変更)

第10条 本規程の変更は、理事会の決議によるものとする。

(その他)

第11条 本規程に定めるもののほか、資産運用に関し必要な事項は会長が定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年6月1日から施行する。
- 3 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。
- 4 令和元年8月23日一部改正、同日施行。
- 5 令和2年3月5日一部改正、同日施行。

(2) 公益財団法人佐賀県スポーツ協会 S S P 基金設置規程

(設置)

第1条 SAGAスポーツピラミッド構想（以下「S S P構想」という。）を推進するため、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）内にS S P基金（以下「基金」という。）を設置する。

(趣旨)

第2条 基金は、S S P構想を長期かつ安定的に推進するとともに、併せもって本協会の目的を達成するための事業を展開することを目的とする。

2 基金に関しては、法令、本協会定款及び本協会諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところにより処理する。

(事業)

第3条 S S P構想に基づき、次の事業を推進する。

- (1) 選手・指導者的人材育成に関する事業
- (2) 選手・指導者の定着支援に関する事業
- (3) 県内練習環境の整備・充実に関する事業
- (4) S S P構想の理解促進に関する事業
- (5) 本協会体制強化事業
- (6) その他基金の設置目的を達成するために必要な事業

(基金造成)

第4条 基金は、県からの補助金、S S P構想に賛同する幅広い関係者（企業、団体、個人等）からの寄付を募り、造成を行う。

(運用)

第5条 本協会会長（以下「会長」という。）は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(管理運用)

第6条 基金については、本協会「資産管理運用規程」に基づき、管理運用を行わなければならない。

(基金管理委員会)

第7条 基金の管理及び事業を適正に行うため、本協会内に委員会を設け、資金の管理運営や事業計画に関する審議を行うこととする。

2 委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経理)

第8条 基金の管理及び運営に関する経理方法については、本協会会計規程に基づき処理するものとする。

(基金の処分等)

第9条 基金は、第3条の事業を推進するために、その一部を取りくずすことができるものとし、毎年度当初に必要事業に必要額を算定し、計画的に使用することとする。

2 基金の処分に当たっては、本協会「資産管理運用規程」に基づき、適正に事務手続きを行うものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、基金の管理その他この規程の施行に関して必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(3) 公益財団法人佐賀県スポーツ協会 S S P 基金管理委員会等規程

(名称)

第1条 公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）S S P 基金（以下「基金」という。）設置規程第7条に基づく委員会は、S S P 基金管理委員会（以下「委員会」という。）と いう。

(趣旨)

第2条 この規程は、委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 基金の造成に必要な資金に関すること
- (2) 基金にかかる資金の管理、運営及び使用に関すること
- (3) 基金にかかる事業計画に関すること
- (4) 本協会が行う補助事業の審査基準等に関すること
- (5) その他会長が必要と認める事項

(組織等)

第4条 委員会は、委員若干名をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のなかから会長が委嘱または任命する。

- (1) 基金への寄付者
- (2) 佐賀県職員
- (3) 本協会理事
- (4) 知識経験を有する者
- (5) その他適当と認める者

3 委員会に委員長1名及び副委員長1名をおき、委員の互選により選任する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

6 委員長、副委員長ともに事故あるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充等による委員の任期は、前任者等の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開会することができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 事業の方針策定の審議に当たり、委員の関係する団体や事項等が含まれている場合には、当該委員は審議に加わらないこととする。

5 委員会は、必要に応じ関係者等を会議に出席させ意見を聞くことができるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 令和元年8月23日一部改正、同日施行。
- 3 令和3年3月5日一部改正、4月1日施行。

1 1 職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）の常勤職員（以下「常勤職員」という。）の給与及びその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 常勤職員の給与は、給料及び手当とする。

(給料の額)

第3条 常勤職員の給料の額は、佐賀県職員の例による。ただし、これによりがたい場合は、会長が別に定める。

(手当の種類及び額)

第4条 手当の種類及び額については、佐賀県職員の例による。ただし、これによりがたい場合は会長が別に定める。

(給与の支給方法)

第5条 給与の支給方法は、佐賀県職員の例による。ただし、これによりがたい場合は、会長が別に定める。

(退職手当)

第6条 1年以上勤務した常勤職員が退職したときは、退職手当を支給する。ただし、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）の規定に基づき、佐賀県知事と本協会との間において、派遣された佐賀県職員については、退職手当を支給しない。

2 佐賀県を退職して常勤職員となった者については、退職手当を支給しないことができる。

3 退職手当の支給額は、退職時の給料月額の8/10相当額に在職年数を乗じて得た額とする。

4 前項の規定にかかわらず、常勤職員の退職手当の支給額は退職時の給料月額6/10相当額に在職年数を乗じて得た額とする。

5 第3項及び第4項の在職年数に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(補則)

第7条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）の規定に基づき、本協会に派遣された職員に対する本規程の適用については、本協会と佐賀県が締結する「派遣職員の取扱いに関する取決め書」に従い実施するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月12日一部改正
- 3 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

1 2 旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会の業務のため旅行する者に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅行命令)

第2条 旅行は、会長若しくは委任を受けた者の発する旅行命令又は旅行依頼によって行わなければならない。

(旅費の種類及び支給額)

第3条 旅費は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、旅行諸費、宿泊料、食卓料、着後手当、移転料及び扶養親族移転料とし、佐賀県職員の例による。ただし、特殊な事情があり、これにより難い場合は、会長がその都度別に定める。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。
- 3 令和3年10月25日一部改正、令和4年1月1日施行。

1 3 情報公開に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）第24条第1項の規定に基づき、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）の管理する情報の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「法人文書」とは、本協会が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、本協会が組織的に用いるものとして、本協会が管理しているものをいう。

2 この規程において「法人文書の開示」とは、本協会が、この規程の定めるところにより、文書、図画及び写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して本協会が定める方法により行うことをいう。

(解釈及び運用の指針)

第3条 本協会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報がみだりに公にされることがないよう配慮しなければならない。

(適正使用)

第4条 この規程の定めるところにより法人文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 法人文書の開示

(法人文書の開示の申出ができるもの)

第5条 何人も、この規程の定めるところにより、本協会に対し、本協会の管理する法人文書の開示を申し出ることができる。

(法人文書の原則開示)

第6条 本協会は、前条の規定による開示の申出（以下「開示申出」という。）があったときは、開示申出に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示申出をしたもの（以下「申出者」という。）に対し、当該法人文書を開示するものとする。

（1）法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、開示することができない情報

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報。

ロ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報。

- ハ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- 二 当該個人が本協会の役職員又は公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、土地開発公社等（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）及び佐賀県情報公開条例第24条第1項に規定する法人等及び同条例第25条第1項に規定する公の施設の管理を行う法人等（本協会を除く。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員又は公務員等の職及び氏名（当該公務員等が佐賀県公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分。
- ホ 本協会が、作成した交際費又は食糧費の支出に係る法人文書に用いられた当該支出の相手方の職及び氏名並びに当該支出の内容に関する情報で、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがないものとして、本協会が別に定めるもの。
- (3) 法人その他の団体（本協会、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、開示することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの及び本協会の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報。
- ロ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある著しい支障から人の財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報。
- ハ 本協会との契約又は当該契約に関し作成された本協会の支出に係る法人文書に用いられた氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び電話番号並びに法人等にあっては、その代表者の氏名。
- (4) 本協会と国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社等（以下「国等」という。）の機関との間における委任、依頼、協議等に関する情報で、開示することにより、本協会と国等との協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの。
- (5) 本協会又は国等の事務事業について本協会内部又は国等との間において行われる審議、調査、試験研究等（以下「審議等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該審議等若しくは同種の審議等又は当該事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのあるもの。
- (6) 本協会又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、交渉、涉外、争訟、入札、試験等（以下「検査等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該検査等若しくは同種の検査

等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの

- (7) 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社等若しくは本協会に係る事業に関する情報で、開示することにより、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの。
- (8) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障が生ずるおそれのある情報
- (9) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(法人文書の部分開示)

第7条 本協会は、開示申出に係る法人文書に、非開示情報及びそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、非開示情報にかかる部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、申出の趣旨が損なわれない程度に分離することができるとときは、前条の規定にかかわらず、非開示情報に係る部分を除いて、当該法人文書の開示をするものとする。

(開示申出の手続)

第8条 開示申出をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した申出書を本協会に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 開示申出に係る文書を特定するために必要な事項
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、本協会の定める事項
- 2 本協会は、前項に規定する申出書に形式上の不備があると認めるときは、申出者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、本協会は、申出者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 本協会は、開示申出に係る法人文書に非開示情報（第6条第1号の情報を除く。）

が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、申出者に対し、当該法人文書を開示することができる。

(法人文書の開示申出に対する決定等)

第10条 本協会は、第8条第1項の規定により申出書の提出があったときは当該申出書の提出があつた日から起算して15日以内に次の各号のいずれかの決定をするものとする。ただし、同条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- (1) 開示申出に係る法人文書の全部を開示する決定
 - (2) 開示申出に係る法人文書の一部を開示する決定
 - (3) 開示申出に係る法人文書の全部を開示しない決定（第5項に規定により開示申出を拒否する決定及び開示申出に係る文書を管理していないことを理由とする開示しない決定を含む。）
- 2 本協会は、前項各号の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、その旨並びに同項第1号又は第2号の決定（以下「開示の決定」という。）をしたときにあっては開示する日時及び場所を、申出者に対して、書面により、速やかに通知するものとする。ただし、直ちに開示することができるときは、口頭により通知することができる。

- 3 本協会は、第1項第2号又は第3号の決定をしたときは、前項の規定による通知書にその理由を付記するものとする。この場合において、当該理由がなくなる期日を明示することができるときは、その期日を併せて付記するものとする。
- 4 本協会は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、当該期間の満了する日の翌日から起算して15日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、本協会は、延長する期間及びその理由を申出者に通知するものとする。
- 5 本協会は、開示申出に対し、当該開示申出に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示申出書を拒否することができる。

(開示決定等の期限の特例)

第11条 開示申出に係る法人文書が著しく大量であるため、開示申出書があった日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、本協会は、開示申出に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、本協会は、同条第1項に規定する期間内に、申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの法人文書について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第12条 開示申出に係る法人文書に本協会、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社等及び申出者以外のもの（以下この規程において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、本協会は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る法人文書の表示その他本協会が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 本協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る法人文書の表示その他本協会が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている法人文書を開示しようとする場合であって、当該情報 第6条第2号ハ又は同条第3号イに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている法人文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

- 3 本協会は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において本協会は、開示の決定後直ちに、当該意見書（第16条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知するものとする。

(法人文書の開示の実施)

第13条 本協会は、開示の決定をしたときは、速やかに、申出者に対して、法人文書の開示をするものとする。

2 本協会は、法人文書の開示をすることにより、当該法人文書が汚損され、又は破損されるおそれがあると認められるとき、その他相当の理由があるときは、当該法人文書に代えて、その写しにより法人文書の開示をすることができる。

(費用の負担)

第14条 前条の規定により法人文書の開示を受けるもののうち法人文書写し等の交付を受けるものは、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度等との調整)

第15条 この章の規定は、法令等の規定により何人にも法人文書が第2条第2項に規定する開示の方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、当該同一の方法による法人文書の開示については、適用しない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第2条第2項に規定する閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この章の規定は、本協会の図書室またはその他の施設において、県民の利用に供することを目的として管理している法人文書については、適用しない。

第3章 異議の申出

(異議の申出)

第16条 開示決定等について不服があるものは、当該開示決定等を知った日の翌日から起算して60日以内に限り、次に掲げる事項を記載した書面により、本協会に対し、異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

（1）異議を申し出ようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名及び連絡先の電話番号。

（2）異議申出の対象となった開示決定等を知った日及びその内容。

（3）異議申出の趣旨及び理由。

2 本協会は、前項の規定による異議申出があったときは、次に掲げる場合を除き、当該異議申出について検討を行い、その結果を速やかに当該異議申出をしたものに対し、書面により回答するものとする。

（1）異議申出が前項に規定する期間を超えたもの、又は書面によらないものであることを理由に却下するとき。

（2）異議申出に係る開示決定等（開示申出に係る法人文書の全部を開示する決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該異議申出に係る法人文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

3 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する通知をする場合に準用する。

（1）開示の決定に対する第三者からの異議申出を認めないとする回答

（2）異議申出に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る文書等を開示する旨の回答（第三者が当該文書等の開示について反対意見書を提出している場合に限る。）

第4章 情報公開の総合的推進

(情報提供の推進)

第17条 本協会は、第2章に定める法人文書の開示のほか、広報、本協会資料の提供等の情報提供施策の一層の充実を図り、情報公開の推進に努めるものとする。

(情報の収集等の充実)

第18条 本協会は、県民が本協会に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう情報の収集、管理及び提供の機能の一層の充実を図るものとする。

第5章 雜則

(実施状況の報告)

第19条 本協会は、毎年1回、この規程の運用状況を取りまとめ、4月30日までに佐賀県知事に報告するものとする。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

1.4 個人情報保護に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）の趣旨に基づき、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。
ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 法人文書 本協会が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、本協会が組織的に用いるものとして、本協会が管理しているものをいう。
- (3) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(本協会の責務)

第3条 本協会は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たつては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

第2章 本協会が取り扱う個人情報の保護

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第4条 本協会は、特定の個人を検索し得る状態で個人情報が記録されている法人文書を使用する事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報取扱事務の対象者の範囲
- (5) 取り扱う個人情報の項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) その他必要な事項

2 本協会は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

(収集の制限)

第5条 本協会は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

- 2 本協会は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、本人の同意があるとき、又は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認められるときは、この限りでない。
- 3 本協会は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることにより本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、本人から収集することにより本協会の個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は本協会の個人情報を取り扱う事務の円滑な実施を困難にするおそれがあると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

- 第6条 本協会は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を本協会内において利用し、又は本協会以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために、本協会内において利用し、又は本協会以外のものに提供する場合で、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。
- 2 本協会は、本協会以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的、使用方法等について必要な制限を付し、又は個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(オンライン結合による提供)

- 第7条 本協会は、通信回線を用いた電子計算機その他情報機器の結合（本協会以外のものが本協会の保有する個人情報を隨時入手し得る状態にするものに限る。次項において「オンライン結合」という。）により、個人情報を本協会以外のものに提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本協会は、法令等に定めがあるとき、又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと認められるときは、オンライン結合により個人情報を提供することができる。

(適正管理)

- 第8条 本協会は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 本協会は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。
- 3 本協会は、保有する必要がなくなった個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(職員等の義務)

第9条 本協会の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委託に伴う措置等)

第10条 本協会は、個人情報を取り扱う事務を本協会以外のものに委託しようとするときは、委託契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 本協会は、個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものに対し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示の申出)

第11条 何人も、この規程の定めるところにより、本協会に対し、その管理する法人文書に記録されている自己の個人情報の開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示申出をすることができる。

(開示義務)

第12条 本協会は、開示申出があったときは、開示申出に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、当該個人情報を開示するものとする。

（1）法令等の定めるところにより、開示することができない情報

（2）開示申出者（前条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示申出をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第18条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の定めるところにより、開示申出者が知ることができる情報

ロ 慣行として開示申出者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ハ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

二 当該個人が本協会の役職員又は公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、土地開発公社等（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82

号) 第1条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。)、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第12条第4項に規定する公の施設の管理を行う法人等及び同条例第41条第1項に規定する法人等(本協会を除く。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは当該情報のうち、当該役員又は公務員等の職及び氏名(当該公務員等が警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

ホ 本協会が作成した交際費又は食糧費の支出に係る法人文書に記載されている当該支出の相手方の職及び氏名並びに当該支出の内容に関する情報で、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがないものとして、本協会が本協会の情報公開に関する規程に基づき別に定めるもの

(3) 法人その他の団体(本協会、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社等を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、開示することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの及び本協会の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ロ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある著しい支障から人の財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 本協会との契約又は当該契約に関し作成された本協会の支出に係る法人文書に記録されている氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び電話番号並びに法人等にあっては、その代表者の氏名

(4) 個人の評価、診断、判定、選考等(以下「個人の評価等」という。)に関する情報で、開示することにより、当該個人の評価等の事務事業又は同種の事務事業の適正な実施に支障を生ずるおそれのあるもの

(5) 本協会と国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社等(以下「国等」という。)の機関との間における委任、依頼、協議等に関する情報で、開示することにより、本協会と国等との協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの

(6) 本協会又は国等の事務事業について本協会内部又は本協会と国等の機関との間において行われる審議、調査、試験研究等(以下「審議等」という。)に関する情報で、開示することにより、当該審議等若しくは同種の審議等又は当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(7) 本協会又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、交渉、涉外、争訟、入札、試験等(以下「検査等」という。)に関する情報で、開示することにより、当該検査等若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの

(8) 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社等若しくは本協会に係る事業に関する情報で、開示することにより、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの

(9) 開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護に支障が生ずるおそれのある情報

(10) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(部分開示)

第13条 本協会は、開示申出に係る個人情報に、非開示情報及びそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、開示申出の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前条の規定にかかわらず、非開示情報に係る部分を除いて、当該個人情報の開示をするものとする。

(開示申出の手続)

第14条 開示申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書（以下「開示申出書」という。）を本協会に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の住所）

(2) 開示申出に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) その他必要な事項

2 開示申出をしようとする者は、本協会に対し、自己が当該開示申出に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類として本協会が定めるものを提出し、又は開示しなければならない。

3 本協会は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、本協会は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示申出に対する決定等)

第15条 本協会は、開示申出書の提出があったときは、当該開示申出書の提出があった日から起算して15日以内に次の各号のいずれかの決定をするものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(1) 開示申出に係る個人情報の全部を開示する決定

(2) 開示申出に係る個人情報の一部を開示する決定

(3) 開示申出に係る個人情報の全部を開示しない決定（第5項の決定により開示申出を拒否する決定及び開示申出に係る個人情報を保有していないことを理由とする開示しない決定を含む。）

2 本協会は、前条各号の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、その旨並びに同項第1号又は第2号の決定（以下「開示の決定」という。）をしたときにあっては開示する日時及び場所を、開示申出者に対して、書面により、速やかに通知するものとする。ただし、直ちに開示することができるときは、口頭により通知することができる。

3 本協会は、第1項第2号又は第3号の決定をしたときは、前項の規定による通知書にその理由を付記するものとする。この場合において、当該理由がなくなる期日を明示することができるとときは、その期日を併せて付記するものとする。

4 本協会は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、当該期間の満了する日の翌日から起算して15日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、本協会は、延長する期間及びその理由を開示申出者に通知するものとする。

5 本協会は、開示申出に対し、当該申出に対し、当該開示申出に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(裁量的開示)

第16条 本協会は、開示申出に係る個人情報に非開示情報（第12条第1号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示申出に対し、当該個人情報を開示することができる。

(開示決定等の期限の特例)

第17条 開示申出に係る個人情報が著しく大量であるため、開示申出があった日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第15条第1項及び第4項の規定にかかわらず、本協会は、開示申出に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、本協会は、同条第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第18条 開示申出に係る個人情報に本協会、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社等及び開示申出者以外のもの（以下この条及び第33条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、本協会は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る個人情報が記録された法人文書の表示その他本協会が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 本協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る当該第三者に関する情報の内容その他本協会が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第12条第2号ハ又は同条第3号イに規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第16条の規定により開示しようとするとき。
- 3 本協会は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、本協会は、開示の決定後直ちに、当該意見書（第33条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知するものとする。

(開示の決定)

第19条 開示の決定をしたときは、速やかに、開示申出者に対して、個人情報の開示をするものとする。

2 個人情報の開示は、文書、図画又は写真に記載されている個人情報については当該文書、図画又は写真の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記載されている個人情報についてはその種別情報化の進展状況等を勘案して本協会が定める方法により行う。

- 3 前項の規定にかかわらず、本協会は、個人情報の開示をすることにより、当該個人情報が記録されている法人文書が汚損されるおそれがあると認められるとき、その他相当の理由があるときは、当該法人文書に代えて、その写しにより個人情報の開示をすることができる。
- 4 開示の決定を受けた者は、当該開示を受けるときは第15条第2項の規定による通知があつた日から30日以内に受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 5 第14条第2項の規定は、第1項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

(費用の負担)

第20条 前条及び第3項の規定により個人情報の開示を受ける者のうち法人文書の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正申出)

第21条 何人も、第19条第1項の規定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、本協会に対し、その訂正（追加及び抹消を含む。以下同じ。）の申出（以下「訂正申出」という。）をすることができる。

- 2 第11条第2項の規定は、訂正申出について準用する。

(訂正義務)

第22条 本協会は、訂正申出があった場合は、訂正について法令等に定めがあるとき、本協会に訂正の権限がないときその他訂正をしないことについて正当な理由があるときを除き、当該個人情報を訂正するものとする。

(訂正申出の手続)

第23条 訂正申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書（以下「訂正申出書」という。）を本協会に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 訂正申出に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正申出の内容
- (4) その他必要な事項

- 2 訂正申出をしようとする者は、本協会に対し、自己が当該訂正申出に係る個人情報の本人又はその法人代理人であることを証明するために必要な書類として本協会が定めるもの及び当該訂正申出の内容が事実に合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

- 3 第14条第3項の規定は、訂正申出書に形式上の不備があると認める場合について準用する。

(訂正申出に対する決定等)

第24条 本協会は、訂正申出書の提出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該訂正申出書の提出があつた日から起算して30日以内に、訂正申出に係る個人情報の訂正をするかどうかの決定をするものとする。この場合においては、第15条第1項ただし書の規定を準用する。

- 2 本協会は、前項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに訂正申出に係る個人情報の訂正をした上で、訂正申出をした者（以下「訂正申出者」という。）に対し、当該訂正の内容を書面により通知するものとする。

- 3 本協会は、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、速やかに、訂正申出者に対し、当該決定の内容及び理由を書面により通知するものとする。
- 4 第15条第4項の規定は、第1項の規定について準用する。この場合において、「15日」とあるのは「30日」と、「開示申出者」とあるのは「訂正申出者」と読み替えるものとする。

(訂正決定等の期限の特例)

第25条 本協会は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、本協会は、同条第1項に規定する期間内に、訂正申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(個人情報の提供先への通知)

第26条 本協会は、訂正の決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第3節 利用停止

(利用停止の申出)

第27条 何人も、自己の個人情報の取扱いが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この要綱の定めるところにより、本協会に対し、当該各号に定める措置を申出することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第5条第2項及び第3項の規定に違反して収集されたものであるとき、第6条第1項の規定に違反して利用されているとき又は第8条第3項の規定に違反して保有されているとき、当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第6条第1項又は第7条第1項の規定に違反して提供されているとき当該個人情報の停止

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の申出（以下「利用停止申出」という。）について準用する。

3 利用停止申出は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止義務)

第28条 本協会は、利用停止申出があった場合において、当該利用停止申出に理由があると認めるときは、本協会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止申出に係る個人情報の利用停止をするものとする。ただし、当該個人情報の利用停止することにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止申出の手続)

第29条 利用停止申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書（以下「利用停止申出書」という。）を本協会に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 利用停止申出に係る個人情報の開示を受けた日その他個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止申出の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、本協会の定める事項

- 2 利用停止申出をしようとする者は、本協会に対し、自己が当該利用停止申出に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類として本協会が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第14条第3項の規定は、利用停止申出書に形式上の不備があると認める場合について準用する。

(利用停止申出に対する決定等)

第30条 本協会は、利用停止申出書の提出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該利用停止申出書の提出のあった日から起算して30日以内に、利用停止申出に係る個人情報の利用停止をするかどうかの決定をしなければならない。この場合においては、第15条第1項ただし書の規定を準用する。

- 2 本協会は、前項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに利用停止申出に係る個人情報の利用停止をした上で、利用停止申出をした者（以下「利用停止申出者」という。）に対し、当該利用停止の内容を書面により通知しなければならない。
- 3 本協会は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、速やかに利用停止申出者に対し、当該決定の内容及び理由を書面により通知しなければならない。
- 4 第15条第4項の規定は、第1項の決定（以下「利用停止決定等」という。）について準用する。この場合において、「15日」とあるのは「30日」と、「開示申出者」とあるのは「利用停止申出者」と読み替えるものとする。

(利用停止決定等の期限の特例)

第31条 本協会は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、本協会は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4節 苦情処理

(苦情の処理)

第32条 本協会は、本協会が行う個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

第4章 異議申出

(異議申出)

第33条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について不服がある者は、当該決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に限り、次に掲げる事項を記載した書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 異議申出の対象となった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等を知った日及びその内容
- (3) 異議申出の趣旨及び理由
- (4) その他必要な事項

2 本協会は、異議申出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該異議申出について検討を行い、その結果を速やかに当該異議申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

(1) 異議申出が前項に規定する期間を超えたもの、又は書面によらないものであることを理由に却下するとき。

(2) 異議申出に係る開示決定等（開示申出に係る個人情報の全部を開示す旨の決定を除く。以下同じ。）を取り消し、又は変更し、当該異議申出に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 異議申出に係る訂正決定等（訂正申出に係る個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該異議申出に係る個人情報の全部を訂正することとするとき。

(4) 異議申出に係る利用停止決定等（利用停止申出に係る個人情報の全部を利用停止する旨の決定を除く。以下同じ。）を取り消し、又は変更し、当該異議申出に係る個人情報の全部を利用停止することとするとき。

3 第18条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する通知をする場合に準用する。

(1) 開示の決定に対する第三者からの異議申出を認めないとする回答

(2) 異議申出に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の回答（第三者が当該個人情報の開示について反対意見書を提出している場合に限る。）

第5章 雜則

（運用状況の報告）

第34条 本協会は、毎年1回、この規程の運用状況を取りまとめ、4月30日までに佐賀県知事に報告するものとする。

（委任）

第35条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

1.5 佐賀県スポーツ会館使用規程

(目的)

第1条 この規程は、佐賀県スポーツ会館（以下「会館」という。）の施設（以下「会館施設」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用できる会館施設)

第2条 会館施設で使用できる施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) スポーツマンクラブ
- (2) 中会議室
- (3) 大会議室

(使用時間及び使用できない日)

第3条 会館施設の使用時間は、月曜日から金曜日までは午前9時から午後5時までとする。

2 会館施設を使用できない日は、次号に掲げるとおりとする。

- (1) 1月1日から1月3日までの各日
- (2) 12月29日から12月31日までの各日
- (3) 土曜、日曜、祝日

3 第1項及び第2項第3号の規定にかかわらず会長が必要と認め承諾したときは、使用時間外等の使用ができるものとする。

(使用の申込)

第4条 会館施設を使用しようとするときは、使用日の10日前までに会館に申込のうえ、使用承諾を受けなければならない。

(使用の承諾)

第5条 会長は第4条の規定により使用の申込があった場合は、施設使用予定表と照合し使用承諾の可否を使用者に通知することとする。

(使用料及び使用料の納付)

第6条 使用料は、別表のとおりとする。

2 会館を使用する者は、使用する当日までに別表に掲げる額の使用料を納入しなければならない。
ただし、当日納入が困難な者は、口座振替等の方法により、使用後14日以内に納しなければならない。

3 使用者が、使用を取消すときは、使用日の2日前までは無料、使用日の1日前までは、使用料の半額、使用日の当日は使用料の全額を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 公益財団法人佐賀県スポーツ協会に加盟している団体が使用する場合
- (2) 関係行政機関が使用する場合
- (3) その他関係団体で会長が特に認めた場合

(使用者の義務)

第8条 使用者が、会館施設を使用したときは、使用器具等は原状に回復し、清掃のうえ退出しなければならない。

2 使用者は、会館施設の使用にかかる一切の責任を負うものとする。

(使用者の損害賠償)

第9条 使用者が、会館の設備等を破損し、又は滅失したときは、会長の指示することに従い、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会館の使用について必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日一部改正
- 3 平成27年3月12日一部改正
- 4 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

別 表

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
中会議室	3,200円	4,000円	4,400円
大会議室	6,400円	8,000円	8,800円
その他	2,400円	3,200円	3,600円

区分	空調設備(冷暖房) (1時間当たり)
中会議室	200円
大会議室	500円
その他	200円

注1 使用規程第7条に該当し、減額する場合は上表の2分の1とする。ただし、空調設備(冷暖房)を除く。

注2 土曜・日曜・祝日の使用料は上記に20%を加えた額とする。

注3 貸し出し時間を超える場合は、1時間当たりの超過料金を徴収する。なお、準備の時間も同様とする。

注4 該当する料金に対して所定の消費税を別に徴収する。

(超過料金)

区分	午 前	午 後	夜 間
中会議室	1,080円	1,000円	1,480円
大会議室	2,140円	2,000円	2,940円
その他	800円	800円	1,200円

1 6 自動車管理規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）自動車の使用管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用)

第2条 本協会所有の自動車は、次の各号に掲げる場合に限り使用することができる。

- (1) 職員等が公務に従事するために必要があるとき
- (2) 来客の用に供するために必要があるとき
- (3) その他事務局長が特に必要があると認めたとき

(遵守義務等)

第3条 運転者は、次の各号に定める事項を遵守する義務を負う。

- (1) 交通関係法令及びこれに関する諸規程に従って、安全に努めなければならない。
- (2) 運転者は交通事故が生じた場合は、直ちに必要な処置を講じ、警察に対し状況を報告すると共に、事務局長に対しても速やかに報告しなければならない。
- (3) 運転者は、自動車運転日誌に、運転状況等を記録しなければならない。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか管理に関し必要な事項は別に定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

17 スポーツ功労者表彰規程

第1条 この表彰は、本県スポーツの健全な普及及び発展に貢献した団体及び個人に対して行う。

第2条 表彰されるものの決定は、次の各号の1に該当する者について、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）総務委員会が審査した結果に基づき、本協会会長が行う。

審査に当たって、総務委員会委員の関係者が含まれる場合は、当該委員は審査に加わらないこととする。

(1) スポーツ団体としてその活動が顕著であり、特に本県スポーツの水準向上に寄与した者

(2) 職場又は地域等の団体で組織的にスポーツ活動を行い、その成績が著しい者

(3) 各種スポーツ団体の役員及びスポーツクラブなどの指導的立場にあるもので、5年以上その任にあって、その実績が顕著であるもの。ただし、単に多目的役職にあるもの、財政的援助をしたにすぎないものは含まない。

(4) その他、本県スポーツの振興に尽力しその功績が顕著であるもの。

第3条 本協会総務委員会は、前条に該当するものがあるときは、表彰状授与式の2か月前に該当者についての推薦状に次の事項を記載した書類によって審議する。

1 氏名又は団体名

2 住所又は所在地

3 推薦すべき理由

第4条 表彰は、本協会会長が表彰状授与式で表彰状を授与する。

第5条 表彰状の様式は特別のものを除き別紙のとおりとする。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成26年6月10日一部改正

3 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

(別紙)

あなたは（ ）、本県スポーツの普及振興に尽力し
顕著な成績をあげられたのでこれを表彰します。

(参考)

スポーツ功労者表彰審査内規

1 スポーツを職務としている者（行政職員、教職員）は対象としない。ただし、職務ではない活動は対象とする。

（例 体育教師の場合に、学校体育の功績は対象としないが、○○競技理事長の功績は対象とする。）

2 表彰は、原則として50歳以上を対象とし、1人1回とする。ただし、退職、死亡はこの限りではない。

なお、クラブの実際指導者で、下記の大会等で特に顕著な成果をおさめた者はこの限りではない。

〔 小学生 九州大会以上
中学生 全国大会以上 〕

3 スポーツ功労者の功績は、競技団体では全県的なスポーツ振興に、市町村関係では、市町村全般にわたりスポーツ振興に寄与すること。

1 8 国民体育大会入賞者表彰規程

第1条 この表彰は、本県競技スポーツに対する意識の高揚と競技力の向上を図るため国民体育大会において優秀な成績を収めた選手及び指導者に対して表彰を行い、その栄誉をたたえることを目的とする。

第2条 表彰される者の決定は、次の各号に該当する者について、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）競技力向上委員会が審査した結果に基づき、本協会会長が行う。

- (1) 国民体育大会の正式競技において8位までに入賞し、競技得点を獲得した選手
- (2) 8位までに入賞し競技得点を獲得した選手及びチームを継続的に指導している指導者
- (3) 競技得点の獲得に特別に功労があった競技団体及び職域
- (4) その他特別に功労があった者

第3条 表彰は本協会会長が、国民体育大会後速やかに行い、表彰状・感謝状及び褒章等を授与する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。

この規程における「国民体育大会」は、2023年1月1日以降、「国民スポーツ大会」と読み替えるものとする。

1.9 非常勤職員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会(以下「本協会」という。)事務局の組織規程第5条の非常勤の職員(以下「非常勤職員」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(採用)

第2条 会長は、業務の遂行上必要がある場合は、予算の範囲内において、本協会に非常勤職員を採用することができる。

(職名等)

第3条 非常勤職員の職名は、次に掲げるとおりとする。

(1) SAGA スポーツコーチ

一競技を専属で指導を行い第78回国民スポーツ大会(以下「SAGA2024」という。)等各種大会で入賞できる選手を多数育成する能力を有し、本県に長く定着してスポーツの振興を図る意思を有する者

(2) SAGA スポーツメンター

「SAGA2024」等各種大会で入賞できる能力を有し、本人の実施競技において、自らの競技力向上手法等を本県選手に教示するなど、競技力を向上させる指導を行う能力を有する者

また、本県に長く定着してスポーツの振興を図る意思を有する者

(3) 総合型地域スポーツクラブアドバイザー

総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)に関する幅広い知識と、豊富な経験及び実績を有し、総合型クラブの創設から自立・活動までを一体的にアドバイスを行い、総合型クラブがスポーツを通じて新しい公共を担い、コミュニティの核となることを推進する者

(4) 総合型地域スポーツクラブ支援員

総合型クラブの運営に精通し、総合型クラブの自立的な運営の促進を支援する者

(5) その他の非常勤職員

本協会の業務を行う者

(服務の原則)

第4条 服務の原則については、本協会職員就業規程第3条に定められているものの例による。

(禁止行為)

第5条 禁止行為については、本協会職員就業規程第4条に定められているものの例による。

第2章 勤務

(任用期間)

第6条 非常勤職員の任用期間は、1年以内とする。ただし、必要な場合は、更新することができる。

(勤務日、勤務時間)

第7条 SAGA スポーツコーチ及びSAGA スポーツメンターの勤務日、勤務時間は、週29時間又は月116時間とし、1日につき7時間45分を超えない範囲内で、職務の実態に応じて事務局長が別に定める。なお、必要に応じて、勤務日、勤務時間の割り振りを前4週、後16週の範囲（年度内）で変更することができる。

2 総合型地域スポーツクラブアドバイザーの勤務日、勤務時間は、月15日で120時間とする。

3 総合型地域スポーツクラブ支援員の勤務日、勤務時間は、月16日で124時間とする。

4 その他の非常勤職員の勤務日、勤務時間は、別に定める。

(休憩時間)

第8条 休憩時間の取扱いについては、労働基準法の休憩時間に定められているものの例による。

(休日)

第9条 休日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に規定する日を除く）

(時間外勤務等)

第10条 時間外勤務は原則命じない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、勤務日や勤務時間の割り振りにより対応する。

なお、その他の非常勤職員には、時間外勤務命令を行うことができる。

(出勤)

第11条 非常勤職員は、勤務日の始業開始時刻までに、勤務場所に出勤しなければならない。

2 出退勤は、上司の確認を受けるものとする。

(年次有給休暇)

第12条 SAGA スポーツコーチ、SAGA スポーツメンター、総合型地域スポーツクラブアドバイザー及び総合型地域スポーツクラブ支援員の年次有給休暇は、年間（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）10日とする。

2 前項の非常勤職員で5月以降に採用されたものの年次有給休暇の日数は、事務局長が別に定める。

3 その他の非常勤職員の年次有給休暇は、別に定める。

4 年次有給休暇は、非常勤職員から請求があった時季に、1日又は1時間若しくは30分を単位として与えるものとする。ただし、職務に支障があると認めるときは、他の時季に与えることができる。

- 5 1時間又は30分を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合、
SAGAスポーツコーチ、SAGAスポーツメンターについては、6時間をもって1日とする。
総合型地域スポーツクラブアドバイザーについては、8時間をもって1日とする。
総合型地域スポーツクラブ支援員については、7時間45分をもって1日とする。
その他の非常勤職員については、別に定める。

(その他の休暇等)

第13条 前条以外の休暇の取扱いについては、佐賀県会計年度任用職員（第1号会計年度任用職員）の休暇の取り扱いの例による。

第3章 給与及び旅費

(給与)

第14条 非常勤職員に対して支給する給料の額は、予算の範囲内において、会長が別に定める。

2 前項の給料及び次条に定める通勤手当以外の給与は、支給しない。ただし特別な事情がある場合は、この限りではない。

(通勤手当)

第15条 非常勤職員に通勤手当を支給する。

2 通勤手当の額については、本協会職員給与規程の例による。

(旅費)

第16条 非常勤職員（SAGAスポーツメンターを除く）が業務上旅行するときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費に関しては、本協会職員就業規程第15条に定められているものの例による。

(活動支援金)

第17条 SAGAスポーツコーチ、SAGAスポーツメンターに対し、業務上必要とする物品の購入や業務実施のために必要な経費を活動支援金として支給することができる。

2 活動支援金の額は、予算の範囲内で会長が別に定める

(給与の支給方法)

第18条 給与の支給の方法は、本協会職員給与規程の例による。

第4章 休職、解雇、退職

(休職)

第19条 休職については、本協会職員就業規程第16条の例による。

(解雇等)

第20条 解雇等については、本協会職員就業規程第18条の例による。

(退職手当)

第21条 退職手当は支給しない。

第5章 保健衛生

第22条 保健衛生については、本協会職員就業規程の例による。

第6章 災害補償

第23条 災害補償については、本協会職員就業規程の例による。

第7章 表彰及び懲戒

第24条 表彰及び懲戒は、本協会職員就業規程の例による。

第8章 その他

(社会保険)

第25条 非常勤職員は、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者とする。

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。ただし、この規程の施行に必要な書類の様式は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年6月4日から適用する。

この規程は、令和3年4月1日から適用する。

この規程は、令和3年5月1日から適用する。なお、第16条の改正は、令和4年4月1日から適用する。

この規程は、令和3年8月26日から適用する。

この規程は、令和4年4月1日から適用する。